

大学院学則および諸規定

大学院学則	1
愛知学院大学学位規則	44
博士学位請求論文の提出に関する了解事項	49
愛知学院大学大学院学位論文審査基準	50
愛知学院大学大学院博士学位審査に関する申し合わせ	55
愛知学院大学大学院博士学位審査に係る学外審査委員についての申し合わせ	55
愛知学院大学大学院博士課程(後期)単位取得満了者の標準修業年限を超える在学延長に係る授業料の減免に関する内規	56
人材の養成・教育研究上の目的	57
3つのポリシー(ディプロマポリシー(DP)・カリキュラムポリシー(CP)・アドミッションポリシー(AP))	60
愛知学院大学大学院研究指導計画書	81
聴講生規程	99
科目等履修生規程	100
研究生規程	101
研究員内規	102
客員研究員規程	103
特別聴講生規程	104
単位互換協定にもとづく他大学大学院研究科聴講手続きに関する内規	106
外国人留学生の入学に関する規程	107
愛知学院大学災害共済会の行う災害給付の災害の範囲および給付額に関する規程	108
博士前期課程(修士課程)各研究科間の単位互換についての申し合わせ	110
文学研究科・心身科学研究科博士前期課程(修士課程)他専攻単位互換についての申し合わせ	110
総合政策研究科博士前期課程他研究科単位互換についての申し合わせ	111
心理臨床センター規程	111
愛知学院大学大学院研究助成規程	113
愛知学院大学大学院特別奨学生奨学金規程	114
緊急時の授業等取扱に関する内規 (日進キャンパス・名城公園キャンパス)	115

理念・目的

建学の精神

行学一体 報恩感謝

めざす人間像

自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人

教育理念・目的

専門の理論と応用を教授・研究し、併せて本学設立の趣旨である
仏教、特に禅の教えを基とした人格形成に努め、知の実践と自己の
把握により、感謝の心をもった社会人を養成して、広く各界に寄与し、
人類の福祉と文化の発展に貢献する。

愛知学院大学大学院学則

第 1 章 総 則

第 1 条 本大学院は本学の目的及び使命達成のため学部における教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与し得る人材を養成することを目的とする。

第 1 条の 2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検、評価等に関することは、別に定める。

第 1 条の 3 本大学院は、研究科、専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。

2 前項の目的は、別に定める。

第 1 条の 4 本大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第 1 条の 5 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第 2 章 研究科の組織及び修業年限

第 2 条 本大学院に次の研究科を置く。

文学研究科	宗教学仏教学専攻	(博士課程前期・後期)
	歴史学専攻	(博士課程前期・後期)
	英語圏文化専攻	(博士課程前期・後期)
	日本文化専攻	(博士課程前期・後期)
心身科学研究科	心理学専攻	(博士課程前期・後期)
	健康科学専攻	(博士課程前期・後期)
商学研究科	商学専攻	(博士課程前期・後期)
経営学研究科	経営学専攻	(博士課程前期・後期)
経済学研究科	経済学専攻	(修士課程)
法学研究科	法律学専攻	(博士課程前期・後期)
総合政策研究科	総合政策専攻	(博士課程前期・後期)
薬学研究科	医療薬学専攻	(博士課程)
歯学研究科		(博士課程)

2 第 1 項の各研究科の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第 3 条 本大学院博士課程の標準修業年限は 5 年とし、これを前期 2 年課程及び後期 3 年課程に区分し、前期 2 年の課程は修士課程として取り扱う。薬学研究科・歯学研究科博士課程の標準修業年限は 4 年とする。

2 本大学院における在学年限は、博士前期課程（修士課程）においては 4 年、博士後期課程においては 6 年、薬学研究科・歯学研究科博士課程においては 8 年とする。

3 第 1 項にかかわらず、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下、「長期履修」という。）を申し出た場合には、心身科学研究科健康科学専攻・経営学研究科博士前期課程・経済学研究科修士課程・薬学研究科・歯学研究科博士課程においては、その計画的な履修を認めることができる。なお、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

第 3 章 専攻学科目及び履修方法

- 第 4 条 各研究科における授業科目及び履修方法は別表（1 の I、II、III、IV、2 の I、II、3・4・5・6・7・8・9）のとおりである。
- 第 5 条 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める学科目を履修しなければならない。
- 2 授与される免許状は別表10に定める。
- 第 4 章 課程修了の認定
- 第 6 条 本大学院文学、心身科学、商学、経営学、経済学、法学、総合政策研究科の講義、演習、実習などの各授業科目の単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準によって計算する。
- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験・実習については、45時間の実験・実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては30時間の実験・実習をもって1単位とすることができる。
- (4) 研究指導については、30時間をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間をもって1単位とすることができる。
- 2 薬学研究科については、次のとおりとする。
- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 研究指導・演習については30時間をもって1単位とする。
- 3 歯学研究科については、次のとおりとする。
- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。
- (3) 実習については、45時間の実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては30時間の実習をもって1単位とすることができる。
- 4 本大学院において、正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対しては毎学年度末に学科試験を行うものとする。ただし、各研究科委員会において平常成績をもって試験にかえることを認められた科目については、この限りでない。
- 第 7 条 試験の方法は、各研究科委員会が定める。
- 第 8 条 授業科目の試験の成績は、AA・A・B・C・Dで表し、AA・A・B・Cを合格として単位を与え、Dを不合格とする。
- 第 8 条の 2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、本大学院が協定する他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。
- 2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。
- 第 8 条の 3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科または他の専攻の授業科目を10単位を超えない範囲で履修をすることができる。
- 第 9 条 修士の学位論文は、広い視野に立った精深な学識を示し、かつ、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業に必要な能力を示すと判定されるものをもって合格とする。
- 2 博士の学位論文は、専攻分野において新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動、又はその他の著しく高度な専門的業務に従事しうる能力及びその基礎とな

る豊かな学識を示すと判定されるものをもって合格とする。

第10条 学位論文は審査と試問の2段階に分けて総合的に判定する。

第11条 博士課程前期課程（修士課程）

学位論文の審査は、本大学院の演習担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は、2名以上の関連科目の担当教員を加えて行う。

2 博士後期課程（博士課程）

学位論文の審査は、本大学院の研究指導担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は、2名以上の関連科目の担当教員を加えて行う。

3 試問は第1項第2項の審査員がそれぞれ共同して行う。審査員は当該研究科委員会が定める。

第5章 学位及びその授与

第12条 学位は修士及び博士とする。

2 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科	修士（文学）	博士（文学）
心身科学研究科	修士（心理学）	博士（心理学）
	修士（健康科学）	博士（健康科学）
商学研究科	修士（商学）	博士（商学）
経営学研究科	修士（経営学）	博士（経営学）
経済学研究科	修士（経済学）	
法学研究科	修士（法学）	博士（法学）
総合政策研究科	修士（総合政策）	博士（総合政策）
薬学研究科	博士（薬学）	
歯学研究科	博士（歯学）	

第13条 修士の学位は、本大学院博士前期課程（修士課程）に2年以上在学して、第4条に定める文学研究科36単位以上、心身科学研究科心理学専攻36単位以上・健康科学専攻34単位以上、商学・経営学・経済学・法学研究科32単位以上、総合政策研究科34単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格した者に与える。ただし、心身科学研究科健康科学専攻・経営学・経済学・総合政策研究科の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 博士（文学・心理学・健康科学・商学・経営学・法学・総合政策）の学位は、本大学院に5年〔修士課程（博士前期課程）を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。〕以上在学して、第4条に定める文学研究科は博士前期課程で36単位以上、博士後期課程で16単位以上、心身科学研究科心理学専攻は博士前期課程で36単位以上、博士後期課程で16単位以上、心身科学研究科健康科学専攻は博士前期課程で34単位以上、博士後期課程で22単位、商学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、経営学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、法学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、総合政策研究科は博士前期課程で34単位以上、博士後期課程で16単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた上、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に与える。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績をあげた者については、大学院に3年〔修士課程（博士前期課程）を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。〕以上在学すれば足りるものとする。

- 4 博士（薬学・歯学）の学位は、本大学院薬学研究科・歯学研究科に4年以上在学して、第4条に定める30単位以上を修得し、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に与える。ただし、薬学研究科の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

第6章 入学、転学、退学、休学及び懲戒

第14条 入学期は学年の始めとする。

第15条 本大学院の博士前期課程（修士課程）に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22才に達した者
 - (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項第7号の学力検査は、本大学院各研究科委員会が行う。
- 3 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。
- (1) 修士の学位を得た者
 - (2) 外国において修士の学位又はそれと同等以上の学位を有する者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 本大学院の歯学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の大学等において、修業年限が5年以上（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、専攻しようとする領域について、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 5 本大学院の薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。
- (1) 大学の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者
 - (2) 大学院修士課程（薬学、理学、工学、農学又はこれらに準ずる研究科）を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 外国の大学等において、修業年限が5年以上（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者

- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達したもの

第16条 本大学院の入学志願者は、入学検定料を納付の上、所定の書類を期日までに提出しなければならない。

第17条 前条の入学志願者については、各研究科の定めるところの選考試験を行い、合格者を定める。

第18条 合格者は、所定の期日までに別に定める入学金、授業料等を添えて保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

第19条 保証人は、父兄若しくは独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たしうる者でなければならない。

第20条 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果たしえないときには、新たに保証人を選定して届けなければならない。

第21条 保証人が住所を変更した場合は、直ちにその旨を届けなければならない。

第22条 学生が病気その他で退学しようとするときは、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 前項の規定により退学した者又は除籍された者が、その日から4年以内に再入学を願い出たときは選考の上、原学年以下の学年に入学を許可することがある。

第23条 他の大学院の学生が所属の研究科長の承諾書を添えて本大学院に転学を志願したときは学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。

第24条 本大学院の学生で他の大学院を志願する者は、事情によって許可することがある。

第25条 学生が病気その他やむを得ない事由によって引き続き3月以上出席できないときはその理由を付し、保証人連署の上、願い出て休学することができる。

第26条 休学期間中は、学納金を免除する。ただし、在籍料は納入しなければならない。

第27条 休学は当該学年限りとする。ただし、特別の事情があるときには引き続き休学を許可することがある。

第28条 休学期間は在学期間に算入しない。

第29条 学生は本大学の規則若しくは命令にそむき、又は学生の本分に反する行為があったときは懲戒処分とすることがある。

第30条 次の各号の一に該当する者は、退学処分にする。

- (1) 性行不良であって改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に反した者

第7章 入学検定料及び学納金

第31条 本大学院の入学志願者は、第16条に定める手続きと同時に別表（11のⅠ）に定める入学検定料を納めなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

第32条 入学を許可された者は、学納金を指定された期日までに納めなければならない。

第33条 学納金の金額及び納付期限は、別表（11のⅡ）に定めるところによる。

2 既納の学納金は、いかなる理由があっても返還しない。

第33条の2 標準修業年限を超えて在学する者の学納金は減免することがある。その減免に関する内規は別に定める。

第34条 学納金の納入を怠り督促を受けてなお納入しないときは除籍することがある。

第8章 教育組織及び運営組織

第35条 本大学院における授業及び研究指導は、大学院教員資格を有する本学の教授及び准教

授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、本学以外の教授、准教授又は講師をもって充てることがある。なお、保健衛生学分野及び薬学分野の専攻については別に定める。

第36条 各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、各研究科の講義を担当する本学の専任の教授をもって組織する。

3 研究科委員会は、各研究科の研究及び教授に関する事項、学位に関する事項その他研究科に関する重要な事項を審議する。

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第37条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科委員会において選出された若干の教授をもって組織する。

3 大学院委員会は、大学院の運営その他研究科に共通する重要な事項を審議する。

4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第38条 大学院の学務は、学長が統轄し、研究科の学務は、各研究科長が管掌する。

第9章 収容定員及び施設

第39条 大学院に毎年入学させる学生の入学定員並びに収容定員は、次のとおりである。

博士前期課程（修士課程）		入学定員	収容定員
文学研究科	宗教学仏教学専攻	10名	20名
	歴史学専攻	10名	20名
	英語圏文化専攻	10名	20名
	日本文化専攻	10名	20名
心身科学研究科	心理学専攻	20名	40名
	健康科学専攻	10名	20名
商学研究科	商学専攻	10名	20名
経営学研究科	経営学専攻	20名	40名
経済学研究科	経済学専攻	7名	14名
法学研究科	法律学専攻	15名	30名
総合政策研究科	総合政策専攻	6名	12名
博士後期課程			
文学研究科	宗教学仏教学専攻	4名	12名
	歴史学専攻	5名	15名
	英語圏文化専攻	5名	15名
	日本文化専攻	5名	15名
心身科学研究科	心理学専攻	4名	12名
	健康科学専攻	4名	12名
商学研究科	商学専攻	5名	15名
経営学研究科	経営学専攻	10名	30名
法学研究科	法律学専攻	2名	6名
総合政策研究科	総合政策専攻	4名	12名
博士課程			
薬学研究科	医療薬学専攻	3名	12名
歯学研究科		18名	72名

第40条 学生の研究のため大学院に図書室及び各研究科の専攻部門に応じて読書研究室を設ける。また、心身科学研究科心理学専攻における臨床心理士養成のために心理臨床センターを置く。

第10章 聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研究生、研究員及び客員研究員

第41条 本大学院の教育・研究に支障のない限り、聴講生、科目等履修生、特別聴講生及び研究生の入学、並びに研究員及び客員研究員の受入れを、選考の上、許可するものとする。

第42条 聴講生とは、本大学院において1科目又は複数科目の修学を許可された者をいう。

2 聴講生に関する規定は、別に定める。

第42条の2 科目等履修生とは、本大学院において1科目又は複数科目の修学を許可された者をいう。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

第42条の3 特別聴講生とは、他の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を希望し修学を許可された者をいう。

2 特別聴講生に関する規定は、別に定める。

第43条 研究生とは、本大学院において特定の課題について研究することを許可された学生をいう。

2 研究生に関する規定は、別に定める。

第44条 研究員とは、本大学院において特定の課題について、特に高度な研究に従事することを許可された者をいう。

2 研究員に関する規定は、別に定める。

第45条 客員研究員とは、教育・研究機関、官公庁、民間団体等から委託され、本大学院において特定の課題について研究することを許可された者をいう。

2 客員研究員に関する規定は、別に定める。

第11章 外国人留学生

第46条 本大学院に入学志願する外国人については、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第12章 学年、学期及び休業日

第47条 本大学院の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年は次の2学期に分ける。

2 学年は、春学期と秋学期にわけ次の通りとする。ただし、教育上必要な場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

第48条 定期休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 10月15日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 前項第4号から第6号の休業の期間に関しては、別にこれを定める。

3 必要がある場合は、学長は大学院委員会の議を経て第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

附 則

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成2年4月1日から施行する。

2 本大学院法学研究科私法学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成元年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

(平成11年度入学者より適用する。)

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 本大学院文学研究科心理学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改定後の第13条第4項のただし書の規定は、平成30年3月31日以前の入学者についても、適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1のI

(1) 文学研究科宗教学仏教学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
○ 仏教学仏教史学研究	講 義 演 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位（講義4、演習8）を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から24単位（講義20・特講4）以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8 (5) 臨床宗教師養成科目は修了要件単位数に含めない。	
○ 禅学禅思想史研究	講 義 演 習	4 8		
○ 宗教学宗教史学研究（Ⅰ）	講 義 演 習	4 8		
○ 宗教学宗教史学研究（Ⅱ）	講 義 演 習	4 8		
仏教学仏教史学研究	講 義	4		
禅学禅思想史研究	講 義	4		
宗教学宗教史学研究	講 義	4		
宗教学仏教学特講	講 義	4		
宗教学仏教学特講	講 義	2		
臨床宗教師養成科目 (自由選択科目)	臨床宗教学研究Ⅰ	講 義		2
	臨床宗教学研究Ⅱ	講 義		2
	臨床宗教学研究Ⅲ	講 義		2
	臨床宗教学実習Ⅰ	実 習		2
	臨床宗教学実習Ⅱ	実 習		2

(2) 文学研究科宗教学仏教学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 仏教学仏教史学研究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 禅学禅思想史研究	研 究 指 導	12	
○ 宗教学宗教史学研究（Ⅰ）	研 究 指 導	12	
○ 宗教学宗教史学研究（Ⅱ）	研 究 指 導	12	
宗教学仏教学研究特講	講 義	4	

別表1のII

(1) 文学研究科歴史学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 日本史研究 (I) (文化史研究)	講 義 演 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から24単位(講義20・特講4)以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 日本史研究 (II) (社会経済史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 日本史研究 (III) (政治史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 東洋史研究 (I) (文化史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 東洋史研究 (II) (社会経済史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 西洋史研究 (I) (文化史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 西洋史研究 (II) (政治経済史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ イスラム圏史研究	講 義 演 習	4 8	
○ 考古学研究 (I) (先史考古学研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 考古学研究 (II) (歴史考古学研究)	講 義 演 習	4 8	
日本史特殊研究	講 義	4	
東洋史特殊研究	講 義	4	
西洋史特殊研究	講 義	4	
イスラム圏史特殊研究	講 義	4	
考古学特殊研究	講 義	4	
歴史学特講	講 義	4	

(2) 文学研究科歴史学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 日本史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	研究指導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 日本史研究 (Ⅱ) (社会経済史研究)	研究指導	12	
○ 日本史研究 (Ⅲ) (政治史研究)	研究指導	12	
○ 東洋史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	研究指導	12	
○ 東洋史研究 (Ⅱ) (社会経済史研究)	研究指導	12	
○ 西洋史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	研究指導	12	
○ 西洋史研究 (Ⅱ) (政治経済史研究)	研究指導	12	
○ イスラム圏史研究	研究指導	12	
○ 考古学研究 (Ⅰ) (先史考古学研究)	研究指導	12	
○ 考古学研究 (Ⅱ) (歴史考古学研究)	研究指導	12	
歴史学研究特講	講 義	4	

別表1のⅢ

(1) 文学研究科英語圏文化専攻博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 英語英文学研究 (Ⅰ)	講 義 演 習	4 8	<p>○印は特修科目</p> <p>(1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。</p> <p>(2) 専修科目以外の科目から24単位(講義20・特講4)以上を選択履修すること。</p> <p>(3) 修士論文は専修科目によって作成すること。</p> <p>(4) 単位履修方法</p> <p>第1年次 24単位</p> <p>専修科目 講義4 演習4</p> <p>専修科目以外の科目 講義12 特講4</p> <p>第2年次 12単位</p> <p>専修科目 演習4</p> <p>専修科目以外の科目 講義8</p>
○ 英語英文学研究 (Ⅱ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語英文学研究 (Ⅲ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語英文学研究 (Ⅳ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語英文学研究 (Ⅴ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅰ)	講 義 演 習	4 8	
英語圏文化研究 (Ⅱ)	講 義	4	
○ 英語圏文化研究 (Ⅲ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅳ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅴ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅵ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅶ)	講 義 演 習	4 8	
英語圏文化研究 (Ⅷ)	講 義	4	
英語圏文化特講	講 義	4	

(2) 文学研究科英語圏文化専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 英語圏文化研究 (Ⅰ)	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 英語圏文化研究 (Ⅱ)	研 究 指 導	12	
○ 英語圏文化研究 (Ⅲ)	研 究 指 導	12	
○ 英語圏文化研究 (Ⅳ)	研 究 指 導	12	
○ 英語圏文化研究 (Ⅴ)	研 究 指 導	12	
英語圏文化研究特講	講 義	4	

別表1のIV

(1) 文学研究科日本文化専攻博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 日 本 文 学 研 究 I	講 義 演 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から24単位(講義20・特講4)以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 日 本 文 学 研 究 II	講 義 演 習	4 8	
○ 日 本 語 研 究 I	講 義 演 習	4 8	
○ 日 本 語 研 究 II	講 義 演 習	4 8	
○ 日 本 文 化 研 究 I	講 義 演 習	4 8	
○ 日 本 文 化 研 究 II	講 義 演 習	4 8	
日 本 文 化 研 究 III	講 義	4	
○ 日 本 文 化 研 究 IV	講 義 演 習	4 8	
○ 日 本 文 化 研 究 V	講 義 演 習	4 8	
○ 日 本 文 化 研 究 VI	講 義 演 習	4 8	
日 本 文 化 特 講	講 義	4	

(2) 文学研究科日本文化専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 日 本 文 化 研 究 (I)	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 日 本 文 化 研 究 (II)	研 究 指 導	12	
○ 日 本 文 化 研 究 (III)	研 究 指 導	12	
○ 日 本 文 化 研 究 (IV)	研 究 指 導	12	
○ 日 本 文 化 研 究 (V)	研 究 指 導	12	
日 本 文 化 研 究 特 講	講 義	4	

別表2-I

(1) 心身科学研究科心理学専攻博士前期課程

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
心理学特修科目	実験心理学研究演習	8	(1)心理学特修科目の中から1科目を選定し、専修科目とする。 (2)修士論文は、専修科目によって作成すること。 (3)修士修了要件は、専修科目演習8単位(実験を含む)を必修とし、心理学研究基幹科目または臨床心理学基幹科目の中から、いずれか4単位以上を含めて、36単位以上修得すること。 (4)専修科目演習8単位の履修方法 1年次 演習4単位 2年次 演習(実験を含む)4単位
	計量心理学研究演習	8	
	社会心理学研究演習	8	
	産業心理学研究演習	8	
	発達心理学研究演習	8	
	人格心理学研究演習	8	
	臨床心理学研究演習	8	
心理学研究基幹科目	実験心理学研究講義	2	
	計量心理学研究講義	2	
	社会心理学研究講義	2	
	産業心理学研究講義	2	
	発達心理学研究講義	2	
	人格心理学研究講義	2	
	臨床心理学研究講義	2	
臨床心理学基幹科目	臨床心理学特論Ⅰ	講義	2
	臨床心理学特論Ⅱ	講義	2
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	講義	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	講義	2
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	演習	2
	臨床心理基礎実習	実習	2
	臨床心理実習Ⅱ	実習	2
	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅱ)	実習	2
	心理実践実習Ⅲa (医療領域学外実習)	実習	2
	心理実践実習Ⅲb (福祉領域学外実習)	実習	2
	心理実践実習Ⅲc (教育領域学外実習)	実習	2
	心理実践実習Ⅲd (司法領域学外実習)	実習	1
	心理実践実習Ⅲe (産業領域学外実習)	実習	2
	心理実践実習Ⅰ	実習	2
心理学特論	心理学研究法特論	講義	2
	心理統計法特論	講義	2
	臨床心理学研究法特論	講義	2
	認知心理学特論	講義	2
	発達心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	人格心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	講義	2
	コミュニケーション心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講義	2
	産業・組織心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講義	2

(1) 心身科学研究科心理学専攻博士前期課程

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
心理学特論	産業臨床心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講 義 2	
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講 義 2	
	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講 義 2	
	心身医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講 義 2	
	精神生理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講 義 2	
	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講 義 2	
	精神薬理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講 義 2	
	心理療法特論Ⅰ (グループアプローチ)	講 義 2	
	心理療法特論Ⅱ (臨床動作法)	講 義 2	
	心理療法特論Ⅲ (認知行動療法)	講 義 2	
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講 義 2	
	臨床心理地域援助特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講 義 2	
心理学特殊研究	心理学特殊研究	講 義 2	
心身科学総論・特論	心身科学総論	講 義 2	
	精神生理学特論	講 義 2	
	精神医学特論	講 義 2	
	精神薬理学特論	講 義 2	
	心身医学特論	講 義 2	
研究支援科目	文 献 講 読	講 義 2	
	心理学総合研究	講 義 2	

(2) 心身科学研究科心理学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
心理学特修科目	○ 実 験 心 理 学 研 究	研 究 指 導	○印は特修科目 (1)心理学特修科目の中から1科目を選定し、専修科目とする。 (2)専修科目の研究指導を必修とする。 (3)博士論文は、専修科目によって作成すること。 (4)単位履修方法 ・心理学特修科目の研究指導を第1年次から第3年次で12単位以上修得すること(ただし各年次4単位)。 ・心理学研究特講4単位を修得すること。 ・合計16単位以上修得すること。	
	○ 計 量 心 理 学 研 究	研 究 指 導		12
	○ 社 会 心 理 学 研 究	研 究 指 導		12
	○ 産 業 心 理 学 研 究	研 究 指 導		12
	○ 発 達 心 理 学 研 究	研 究 指 導		12
	○ 人 格 心 理 学 研 究	研 究 指 導		12
	○ 臨 床 心 理 学 研 究	研 究 指 導		12
心理学研究特講	心 理 学 研 究 特 講	講 義	4	

別表2-II

(1) 心身科学研究科健康科学専攻博士前期課程

科目区分	授業科目の名称		単位数	備考
健康科学研究科目	心身科学総論	講義	2	○印は専攻科目で、健康科学研究科目の中から1科目を選定する。 (修了要件) 1. 心身科学総論 講義 2単位 必修 2. 健康科学研究科目 ・演習 1科目 8単位 必修 (1年次、2年次の2年間、修士論文作成を含む) 3. 健康科学基幹科目の中から、1科目4単位以上を修得すること。 以上の要件を含めて、合計34単位を修得すること。 ・修士論文は、専攻科目によって作成すること。
	○健康スポーツ医学研究Ⅰ	演習	8	
	○健康スポーツ医学研究Ⅱ	演習	8	
	○健康スポーツ医学研究Ⅲ	演習	8	
	○健康教育評価学研究	演習	8	
	○地域健康教育学研究	演習	8	
	○精神健康科学研究	演習	8	
	○生命健康科学研究	演習	8	
	○言語聴覚科学研究	演習	8	
	○栄養機能学研究	演習	8	
○実践栄養学研究	演習	8		
健康科学基幹科目	健康スポーツ医学Ⅰ	講義	4	
	健康スポーツ医学Ⅱ	講義	4	
	健康スポーツ医学Ⅲ	講義	4	
	健康教育評価学	講義	4	
	地域健康教育学	講義	4	
	精神健康科学	講義	4	
	生命健康科学	講義	4	
	言語聴覚病態学	講義	4	
	栄養機能学	講義	4	
	実践栄養学	講義	4	
健康科学特論・実習	生活習慣病論特論	講義	2	
	健康スポーツ生理学特論	講義	2	
	スポーツ心理学特論	講義	2	
	環境健康衛生学特論	講義	2	
	臨床医療科学特論	講義	2	
	分子栄養学特論	講義	2	
	疾病栄養学特論	講義	2	
	言語聴覚病態学特論	講義	2	
	障害者心理学特論	講義	2	
	健康スポーツ生理学	演習	2	
	地域健康ネットワーク学	演習	2	
	生命健康科学	実習	2	
	言語聴覚病態学	実習	6	
	栄養機能学特論	講義	2	
	食品機能学特論	講義	2	
	栄養教育学特論	講義	2	
	食育学特論	講義	2	
	公衆栄養学特論	講義	2	
	地域栄養学特論	講義	2	
	臨床栄養学特論	講義	2	
ライフステージ栄養学特論	講義	2		
健康栄養学演習	演習	2		
研究論文	文献講読	講義	4	

(2) 心身科学研究科健康科学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
健康科学研究科目	○健康増進科学研究	研究指導	12
	○言語遺伝情報研究	研究指導	12
健康科学特論科目	先端健康科学特論	講 義	4
	健康科学研究方法論	講 義	4
	健康科学実験方法実習	実 習	2
			<p>1. 博士前期課程または修士課程で30単位以上修得していること。</p> <p>2. ○印は専攻科目で、健康科学研究科目の中から1科目を選定し、その研究指導12単位及び健康科学特論科目10単位を必修すること。</p> <p>1) 博士論文は専攻科目によって作成すること。</p> <p>2) 単位履修方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専攻科目の研究指導を第1年次から第3年次で12単位修得すること。 ・第1年次で健康科学特論科目10単位を修得すること。 ・合計22単位修得すること。 <p>3. 博士論文の審査に合格すること。</p>

別表 3

(1) 商学研究科商学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 流通・マーケティング論研究(I) (流 通 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、「春学期2単位」「秋学期2単位」、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から20単位以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 20単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義8 文献4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 流通・マーケティング論研究(II) (マーケティング論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 流通・マーケティング論研究(III) (流 通 政 策)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 流通・マーケティング論研究(IV) (製 品 戦 略 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
流通・マーケティング論研究(V) (広 告 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 流通・マーケティング論研究(VI) (データ分析)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
流通・マーケティング論研究(VII) (商 業 史)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 流通・マーケティング論研究(VIII) (小 売 経 営 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 流通・マーケティング論研究(IX) (e ビジネス論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 国際ビジネス論研究(I) (貿 易 制 度 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 国際ビジネス論研究(II) (貿 易 政 策)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 国際ビジネス論研究(III) (国 際 開 発 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 国際ビジネス論研究(IV) (ビジネス戦略)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 金融論研究(I) (金 融 シ ス テ ム 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 金融論研究(II) (金 融 政 策)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 金融論研究(III) (国 際 金 融)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 金融論研究(IV) (金 融 保 険 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
金融論研究(V) (金 融 証 券 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 会計学研究会(I) (財 務 会 計 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 会計学研究会(II) (国 際 会 計 基 準 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
会計学研究会(III) (税 務 会 計 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
会計学研究会(IV) (会 計 監 査 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 会計学研究会(V) (会 計 制 度 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
○ 租税法研究(I) (租 税 法 務)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
租税法研究(II) (個 人 ・ 企 業 税 務)	講 義	2	
租税法研究(III) (取 引 関 係 税 務)	講 義	2	
租税法研究(IV) (租 税 制 度)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
経済学研究(I) (産 業 政 策)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
経済学研究(II) (社 会 経 済 史)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
経済学研究(III) (計 量 分 析)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
経営学研究(I) (経 営 学)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
経営学研究(II) (財 務 管 理 論)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
経営学研究(III) (企 業 研 究)	講義(春学期) 義演習	2 2 8	
特 殊 講 義	講 義	2	
文 献 講 読 研 究	講義(春学期) 義演習	2 2 8	

(2) 商学研究科商学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 流 通 論 研 究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 専修科目の研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ マーケティング論研究	研 究 指 導	12	
○ 商 品 学 研 究	研 究 指 導	12	
○ 貿 易 論 研 究	研 究 指 導	12	
○ 保 険 論 研 究	研 究 指 導	12	
○ 交 通 論 研 究	研 究 指 導	12	
○ 証 券 論 研 究	研 究 指 導	12	
○ 会 計 学 研 究 (I)	研 究 指 導	12	
○ 会 計 学 研 究 (II)	研 究 指 導	12	
○ 経 営 学 研 究	研 究 指 導	12	
○ 国 際 開 発 論 研 究	研 究 指 導	12	
○ 国 際 ビジネス論研究	研 究 指 導	12	
○ 金 融 論 研 究	研 究 指 導	12	
○ 国 際 金 融 論 研 究	研 究 指 導	12	
○ ビジネス情報論研究	研 究 指 導	12	
商 学 研 究 特 講	講 義	4	

別表4

(1) 経営学研究科経営学専攻博士前期課程

授 業 科 目			単 位 数	備 考
○ 経 営 原 理 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その16単位(講義4、文献4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から16単位以上選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。
○ 経 営 管 理 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 経 営 戦 略 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 経 営 組 織 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 人 的 資 源 管 理 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 国 際 経 営 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 中 小 企 業 経 営 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ マーケティング研究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 生 産 管 理 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 経 営 情 報 シ ス テ ム 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 経 営 シ ス テ ム 工 学 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 経 営 統 計 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 財 務 会 計 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 会 計 ・ 監 査 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 金 融 管 理 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 原 価 計 算 ・ 管 理 会 計 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 財 務 管 理 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
○ 税 務 会 計 研 究	講 文 演	義 献 習	4 4 8	
経 営 管 理 特 別 研 究	講	義	2	
研 究 支 援 科 目	講	義	2	
特 殊 講 義	講	義	4	

(2) 経営学研究科経営学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 経 営 原 理 研 究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目(講義または文献)から4単位以上選択履修すること。 (3) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 経 営 管 理 研 究	研 究 指 導	12	
○ 経 営 戦 略 研 究	研 究 指 導	12	
○ 経 営 組 織 研 究	研 究 指 導	12	
○ 人 的 資 源 管 理 研 究	研 究 指 導	12	
○ 国 際 経 営 研 究	研 究 指 導	12	
○ 中 小 企 業 経 営 研 究	研 究 指 導	12	
○ マ ー ケ テ ィ ン グ 研 究	研 究 指 導	12	
○ 生 産 管 理 研 究	研 究 指 導	12	
○ 経 営 情 報 シ ス テ ム 研 究	研 究 指 導	12	
○ 経 営 シ ス テ ム 工 学 研 究	研 究 指 導	12	
○ 会 計 学 原 理 研 究	研 究 指 導	12	
○ 会 計 ・ 監 査 研 究	研 究 指 導	12	
○ 金 融 管 理 研 究	研 究 指 導	12	
○ 原 価 計 算 ・ 管 理 会 計 研 究	研 究 指 導	12	
○ 財 務 管 理 研 究	研 究 指 導	12	
○ 税 務 会 計 研 究	研 究 指 導	12	
経 営 学 特 論	講 義	4	
文 献 講 読	文 献	2	

別表5

経済学研究科経済学専攻修士課程

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考	
専攻科目	○ ミクロ経済学Ⅰ	講義 (春学期)	2	○印は専修科目 1. 専修科目4単位を含む専攻科目24単位を選択し必修科目の研究演習8単位、計32単位以上習得すること。 2. 修士論文又は課題探求報告書は、研究演習科目によって作成し、その審査に合格すること。
	○ ミクロ経済学Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ マクロ経済学Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ マクロ経済学Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 経済思想史Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 経済思想史Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 日本経済史Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 日本経済史Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 西洋経済史Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 西洋経済史Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 経済政策論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 経済政策論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 社会政策論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 社会政策論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 現代財政論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 現代財政論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 金融論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 金融論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ グローバル金融論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ グローバル金融論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 国際経済論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 国際経済論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ アジア経済発展論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ アジア経済発展論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 現代日本経済論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 現代日本経済論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 労働経済学Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 労働経済学Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 環境経済学Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 環境経済学Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 農業政策論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 農業政策論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 地域経済産業論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 地域経済産業論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 計量経済分析Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 計量経済分析Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 経済情報管理論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 経済情報管理論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
	○ 租税制度論Ⅰ	講義 (春学期)	2	
	○ 租税制度論Ⅱ	講義 (秋学期)	2	
○ 所得税法Ⅰ	講義 (春学期)	2		
○ 所得税法Ⅱ	講義 (秋学期)	2		
○ 消費税法Ⅰ	講義 (春学期)	2		
○ 消費税法Ⅱ	講義 (秋学期)	2		
○ 法人税法Ⅰ	講義 (春学期)	2		
○ 法人税法Ⅱ	講義 (秋学期)	2		
○ 財務会計論Ⅰ	講義 (春学期)	2		
○ 財務会計論Ⅱ	講義 (秋学期)	2		
○ 税務会計論Ⅰ	講義 (春学期)	2		
○ 税務会計論Ⅱ	講義 (秋学期)	2		
○ 簿記論Ⅰ	講義 (春学期)	2		
○ 簿記論Ⅱ	講義 (秋学期)	2		
○ 経済学特論Ⅰ (経済数学・統計学)	講義 (春学期)	2		
○ 経済学特論Ⅱ (経済原論)	講義 (春学期)	2		
○ 経済学特論Ⅲ (財政学・財政事情)	講義 (春学期)	2		
○ 経済学特論Ⅳ (地域社会と地域行政)	講義 (春学期)	2		
習科目	研究演習	演習	8	

別表6

(1) 法学研究科法律学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 民 法 研 究	講 演 義 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から20単位(講義20)以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 20単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 商 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 社 会 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 国 際 私 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 民 事 訴 訟 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 法 哲 学 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 法 制 史 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 憲 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 行 政 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 国 際 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 政 治 学 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 租 税 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 宗 教 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
○ 刑 事 法 研 究	講 演 義 習	4 8	
法 社 会 学 研 究	講 義	4	
比 較 法 研 究	講 義	4	
特 殊 講 義	講 義	4	

(2) 法学研究科法律学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
○ 民 法 研 究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 法学研究特講4単位を必修すること。 (3) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 商 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 社 会 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 国 際 私 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 民 事 訴 訟 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 法 哲 学 研 究	研 究 指 導	12	
○ 法 制 史 研 究	研 究 指 導	12	
○ 憲 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 行 政 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 国 際 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 政 治 学 研 究	研 究 指 導	12	
○ 租 税 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 宗 教 法 研 究	研 究 指 導	12	
○ 刑 事 法 研 究	研 究 指 導	12	
法 学 研 究 特 講	講 義	4	

別表7

(1) 総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程

区分	授 業 科 目		単 位 数	備 考	
研究基礎科目	総合政策概論(必修)	講 義	2	・総合政策概論 講義 2単位(必修)	
	人間科学基礎論(選択必修)	講 義	2		
	社会システム基礎論(選択必修)	講 義	2		
研 究 科 目	現代政治論 a	講 義	2	・研究基礎科目 講義 1科目 2単位(選択必修)	
	現代政治論 b	講 義	2		
	現代行政論 a	講 義	2		・研究科目 講義 7科目 14単位以上
	現代行政論 b	講 義	2		
	経済政策論 a	講 義	2		・研究発展科目 演習 1科目 8単位
	経済政策論 b	講 義	2		
	環境政策論 a	講 義	2		(1年次、2年次の2年間、 修士論文作成を含む)
	環境政策論 b	講 義	2		
	環境計画論 a	講 義	2		※この研究発展科目1科目が 専攻科目となる。
	環境計画論 b	講 義	2		
	国際政策論 a	講 義	2		<修了要件>
	国際政策論 b	講 義	2		
	国際開発論 a	講 義	2		1. 通常のコースは研究発展科目での修士論文作成をふくめて34単位以上履修すること。
	国際開発論 b	講 義	2		
	国際関係論 a	講 義	2		2. 社会人として入学し、課題研究コースを選択した場合、課題研究をふくめて34単位以上履修すること。
	国際関係論 b	講 義	2		
	生涯学習論 a	講 義	2		(1)課題研究…4単位(ただし、研究発展科目を当該年度1年間は履修し課題研究を提出して4単位)とする。
	生涯学習論 b	講 義	2		
	超域文化論 a	講 義	2		(2)1. の場合に比べて研究発展科目が4単位不足するので研究科目の9科目18単位履修を必要とする。
	超域文化論 b	講 義	2		
	応用統計論 a	講 義	2		※支援科目の特別研究科目の修了単位への算入 前期に開設されるキャリア支援科目、リサーチ支援科目、特別研究科目は8単位までを修了要件として算入可能とする。
	応用統計論 b	講 義	2		
	情報通信論 a	講 義	2		
情報通信論 b	講 義	2			
対人関係論 a	講 義	2			
対人関係論 b	講 義	2			
生命環境論 a	講 義	2			
生命環境論 b	講 義	2			
メディア社会論 a	講 義	2			
メディア社会論 b	講 義	2			
研究発展科目(専攻科目)	政治・行政研究 1	演 習	8		
	政治・行政研究 2	演 習	8		
	経済・環境研究 1	演 習	8		
	経済・環境研究 2	演 習	8		
	国際・地域研究 1	演 習	8		
	国際・地域研究 2	演 習	8		
	社会・文化研究 1	演 習	8		
	社会・文化研究 2	演 習	8		
	情報・メディア研究 1	演 習	8		
	情報・メディア研究 2	演 習	8		
	人間科学研究 1	演 習	8		
人間科学研究 2	演 習	8			

総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
キ ヤ リ ア 支 援 科 目	キャリア支援科目Ⅰ (通信ネットワーク)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅱ (情報システム)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅲ (データベースの基礎)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅳ (知識データベース)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅴ (上級コミュニケーション英語1)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅵ (上級コミュニケーション英語2)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅶ (教育学特講1)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅷ (教育学特講2)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅸ (生徒指導・進路指導)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅹ (教育評価・心理検査)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅺ (空間分析)	講 義 2	
	キャリア支援科目Ⅻ (オペレーションズリサーチ)	講 義 2	
研 究 支 援 科 目	リサーチ・プロジェクト支援科目Ⅰ	講 義 2	
	リサーチ・プロジェクト支援科目Ⅱ	講 義 2	
	リサーチ・プロジェクト支援科目Ⅲ	講 義 2	
	リサーチ・プロジェクト支援科目Ⅳ (日 本 語)	講 義 2	
特 別 研 究 科 目	特別研究科目Ⅰ	講 義 2	
	特別研究科目Ⅱ	講 義 2	
	特別研究科目Ⅲ	講 義 2	
	特別研究科目Ⅳ	講 義 2	
	特別研究科目Ⅴ	講 義 2	
	特別研究科目Ⅵ	講 義 2	

(2) 総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程

区分	授 業 科 目		単 位 数	備 考
個別研究指導科目	総合政策研究Ⅰ	研究指導	12	(1) 個別研究指導科目の中から1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) (1)に加え講義科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 博士論文は、(1)によって作成すること。
	総合政策研究Ⅱ	研究指導	12	
	総合政策研究Ⅲ	研究指導	12	
	総合政策研究Ⅳ	研究指導	12	
	総合政策研究Ⅴ	研究指導	12	
	総合政策研究Ⅵ	研究指導	12	
	総合政策研究Ⅶ	研究指導	12	
	総合政策研究Ⅷ	研究指導	12	
講義科目	人間科学特論 a	講 義	2	
	人間科学特論 b	講 義	2	
	社会システム特論 a	講 義	2	
	社会システム特論 b	講 義	2	

別表 8

薬学研究科医療薬学専攻博士課程

区分	授 業 科 目		単 位 数	備 考	
専 門 科 目	医療分子薬学分野	医療分子薬学特論Ⅰ	講 義	2	修了要件 専門科目 8専門科目から5科目以上を選択して、10単位以上を修得 特別研究 専門科目の特別研究12単位を修得 特別演習 専門科目の属する分野の特別演習8単位を修得 以上、計30単位以上を修得し、かつ最終試験及び博士論文の審査に合格すること
		医療分子薬学特論Ⅱ	講 義	2	
		医療分子薬学特論Ⅲ	講 義	2	
		医療分子薬学特論Ⅳ	講 義	2	
	医療機能薬学分野	医療機能薬学特論Ⅰ	講 義	2	
		医療機能薬学特論Ⅱ	講 義	2	
		医療機能薬学特論Ⅲ	講 義	2	
		医療機能薬学特論Ⅳ	講 義	2	
特別研究	薬学特別研究	研究指導	12		
特別演習	医療分子薬学特別演習	演 習	8		
	医療機能薬学特別演習	演 習	8		

別表 9

歯学研究科博士課程

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	主 科 目	副 科 目	選 択 科 目	
口 腔 解 剖 学 (主 科 目)	* 2 4			2 講 座
口 腔 解 剖 形 態 学 講 義 ・ 演 習	8			
口 腔 解 剖 形 態 学 実 習	1 6			
口 腔 組 織 ・ 発 生 学 講 義 ・ 演 習	8			
口 腔 組 織 ・ 発 生 学 実 習	1 6			
(副 科 目)				
口 腔 生 理 学 講 義		4		* 但 し、主 科 目 は 2 科 目 の う ち 1 科 目 (24 単 位) の み 修 得 す る。
口 腔 生 化 学 講 義		4		
口 腔 病 理 学 講 義		4		
歯 科 薬 理 学 講 義		4		
そ の 他 許 可 を 得 た 科 目				
(選 択 科 目)				** 但 し、各 主 科 目 の 内 1 科 目 の み 修 得 す る。
歯 科 補 綴 学 講 義			** 2	
口 腔 外 科 学 講 義			** 2	
歯 科 矯 正 学 講 義			2	
歯 科 放 射 線 学 講 義			2	
そ の 他 許 可 を 得 た 科 目				
口 腔 生 理 学 (主 科 目)	2 4			1 講 座
生 理 学 講 義 ・ 演 習	4			
生 理 学 実 習	8			
口 腔 生 理 学 講 義 ・ 演 習	4			
口 腔 生 理 学 実 習	8			
(副 科 目)				
口 腔 解 剖 学 講 義		4		
口 腔 生 化 学 講 義		4		
口 腔 病 理 学 講 義		4		
歯 科 薬 理 学 講 義		4		
そ の 他 許 可 を 得 た 科 目				
(選 択 科 目)				** 但 し、各 主 科 目 の 内 1 科 目 の み 修 得 す る。
歯 科 工 学 講 義			2	
口 腔 衛 生 学 講 義			2	
歯 科 保 存 学 講 義			** 2	
口 腔 外 科 学 講 義			** 2	
そ の 他 許 可 を 得 た 科 目				

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	主 科 目	副 科 目	選 択 科 目	
口 腔 生 化 学 (主 科 目)	2 4			1 講 座
生 化 学 講 義 ・ 演 習	4			
生 化 学 実 習	8			
口 腔 生 化 学 講 義 ・ 演 習	4			
口 腔 生 化 学 実 習	8			
(副 科 目)				
口 腔 解 剖 学 講 義		4		
口 腔 生 理 学 講 義		4		
口 腔 微 生 物 学 講 義		4		
歯 科 薬 理 学 講 義		4		
その他許可を得た科目				
(選 択 科 目)				
口 腔 病 理 学 講 義			2	**但し、各主科
口 腔 衛 生 学 講 義			2	目の内1科目
口 腔 外 科 学 講 義			** 2	のみ修得する。
内 科 学 講 義			2	
その他許可を得た科目				
口 腔 微 生 物 学 (主 科 目)	2 4			1 講 座
微 生 物 学 講 義 ・ 演 習	4			
微 生 物 学 実 習	8			
口 腔 微 生 物 学 講 義 ・ 演 習	4			
口 腔 微 生 物 学 実 習	8			
(副 科 目)				
口 腔 生 化 学 講 義		4		
口 腔 病 理 学 講 義		4		
歯 科 薬 理 学 講 義		4		
口 腔 衛 生 学 講 義		4		
その他許可を得た科目				
(選 択 科 目)				
口 腔 解 剖 学 講 義			** 2	**但し、各主科
歯 科 保 存 学 講 義			** 2	目の内1科目
口 腔 外 科 学 講 義			** 2	のみ修得する。
内 科 学 講 義			2	
その他許可を得た科目				

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	主 科 目	副 科 目	選 択 科 目	
口 腔 病 理 学 (主 科 目)	2 4			1 講 座
病 理 学 講 義 ・ 演 習	4			
病 理 学 実 習	8			
口 腔 病 理 学 講 義 ・ 演 習	4			
口 腔 病 理 学 実 習	8			
(副 科 目)				
口 腔 解 剖 学 講 義		** 4		
口 腔 生 理 学 講 義		4		
口 腔 生 化 学 講 義		4		
口 腔 微 生 物 学 講 義		4		
その他許可を得た科目				
(選 択 科 目)				
口 腔 衛 生 学 講 義			2	**但し、各主科
歯 科 保 存 学 講 義			** 2	目の内 1 科目
歯 科 放 射 線 学 講 義			2	のみ修得する。
外 科 学 講 義			2	
その他許可を得た科目				
歯 科 薬 理 学 (主 科 目)	2 4			1 講 座
薬 理 学 講 義 ・ 演 習	4			
薬 理 学 実 習	8			
歯 科 薬 理 学 講 義 ・ 演 習	4			
歯 科 薬 理 学 実 習	8			
(副 科 目)				
口 腔 解 剖 学 講 義		** 4		
口 腔 生 理 学 講 義		4		
口 腔 生 化 学 講 義		4		
口 腔 病 理 学 講 義		4		
その他許可を得た科目				
(選 択 科 目)				
口 腔 微 生 物 学 講 義			2	**但し、各主科
口 腔 衛 生 学 講 義			2	目の内 1 科目
歯 科 保 存 学 講 義			** 2	のみ修得する。
口 腔 外 科 学 講 義			** 2	
その他許可を得た科目				

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	主 科 目	副 科 目	選 択 科 目	
歯 科 工 学 (主 科 目)	24			1 講座
歯 科 工 学 講 義 ・ 演 習	8			
歯 科 工 学 実 習 (副 科 目)	16			
口 腔 生 理 学 講 義		4		
歯 科 保 存 学 講 義		**4		**但し、各主科 目の内1科目 のみ修得する。
歯 科 補 綴 学 講 義		**4		
歯 科 矯 正 学 講 義		4		
その他許可を得た科目 (選 択 科 目)				
口 腔 生 化 学 講 義			2	
歯 科 薬 理 学 講 義			2	
口 腔 衛 生 学 講 義			2	
歯 科 放 射 線 学 講 義			2	
その他許可を得た科目				
口 腔 衛 生 学 (主 科 目)	24			1 講座
口 腔 衛 生 学 講 義 ・ 演 習	8			
口 腔 衛 生 学 実 習 (副 科 目)	16			
口 腔 生 理 学 講 義		4		
口 腔 生 化 学 講 義		4		
口 腔 微 生 物 学 講 義		4		
口 腔 病 理 学 講 義		4		
その他許可を得た科目 (選 択 科 目)				
歯 科 薬 理 学 講 義			2	**但し、各主科 目の内1科目 のみ修得する。
歯 科 保 存 学 講 義			**2	
歯 科 補 綴 学 講 義			**2	
小 児 歯 科 学 講 義			2	
その他許可を得た科目				

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	主 科 目	副 科 目	選 択 科 目	
歯科保存学 (主科目)	* 2 4			3 講座
保存修復学 講義・演習	8			
保存修復学 実習	1 6			
歯内治療学 講義・演習	8			
歯内治療学 実習	1 6			
歯周病学 講義・演習	8			
歯周病学 実習	1 6			
(副科目)				*但し、主科目は3科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
口腔病理学 講義		4		
歯科薬理学 講義		4		
歯科理工学 講義		4		
歯科補綴学 講義		** 4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔生理学 講義			2	
口腔生化学 講義			2	
歯科放射線学 講義			2	
口腔微生物学 講義			2	
その他許可を得た科目				
歯科補綴学 (主科目)	* 2 4			3 講座
部分床義歯学 講義・演習	8			
部分床義歯学 実習	1 6			
全部床義歯学 講義・演習	8			
全部床義歯学 実習	1 6			
冠・橋義歯学 講義・演習	8			
冠・橋義歯学 実習	1 6			
(副科目)				*但し、主科目は3科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
口腔生理学 講義		4		
歯科理工学 講義		4		
歯科保存学 講義		** 4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科放射線学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔解剖学 講義			** 2	
口腔生化学 講義			2	
口腔病理学 講義			2	
口腔外科学 講義			** 2	
その他許可を得た科目				

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	主 科 目	副 科 目	選 択 科 目	
口 腔 外 科 学 (主 科 目)	* 2 4			2 講 座
機能形態構築口腔外科学 講 義 ・ 演 習	8			
機能形態構築口腔外科学 実 習	1 6			
病因病態制御口腔外科学 講 義 ・ 演 習	8			
病因病態制御口腔外科学 実 習	1 6			
(副 科 目)				
麻 酔 学 講 義		4		
口 腔 解 剖 学 講 義		** 4		* 但し、主科目 は2科目のう ち1科目(24 単位)のみ修 得する。
口 腔 微 生 物 学 講 義		4		
口 腔 病 理 学 講 義		4		
歯 科 放 射 線 学 講 義		4		
その他許可を得た科目				
(選 択 科 目)				** 但し、各主科 目の内1科目 のみ修得する。
口 腔 生 化 学 講 義			2	
歯 科 矯 正 学 講 義			2	
外 科 学 講 義			2	
内 科 学 講 義			2	
その他許可を得た科目				
歯 科 矯 正 学 (主 科 目)	2 4			1 講 座
歯 科 矯 正 学 講 義 ・ 演 習	8			
歯 科 矯 正 学 実 習	1 6			
(副 科 目)				
口 腔 解 剖 学 講 義		** 4		** 但し、各主科 目の内1科目 のみ修得する。
口 腔 生 理 学 講 義		4		
歯 科 理 工 学 講 義		4		
小 児 歯 科 学 講 義		4		
その他許可を得た科目				
(選 択 科 目)				
口 腔 生 化 学 講 義			2	
口 腔 病 理 学 講 義			2	
口 腔 衛 生 学 講 義			2	
歯 科 放 射 線 学 講 義			2	
その他許可を得た科目				

別表 10

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許教科
文学研究科	歴史学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社 会 地 理 歴 史
	英語圏文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英 語
	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国 語
心身科学研究科	健康科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状	保健体育・保健 保健体育・保健
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商 業
経済学研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公 民
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社 会 公 民
総合政策研究科	総合政策専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社 会 公 民・情 報

別表 11 の I (1) 入学検定料

	入 学 検 定 料
文 学 研 究 科 心 身 科 学 研 究 科 商 学 研 究 科 経 営 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 法 学 研 究 科 総 合 政 策 研 究 科 薬 学 研 究 科 歯 学 研 究 科	35,000円

別表 11 の II (1) 学 納 金

(単位：円)

	研究科	学費	学年			
			1年	2年	3年	4年
博士前期課程 (修士課程)	文学研究科 宗教学仏教学専攻 歴史学専攻 英語圏文化専攻 日本文化専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
	心身科学研究科 心理学専攻 健康科学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	660,000	670,000	—	—
		計	1,040,000	840,000	—	—
	商学研究科 商学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
	経営学研究科 経営学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
	経済学研究科 経済学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
	法学研究科 法律学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
総合政策研究科 総合政策専攻	入学金	220,000	—	—	—	
	教育充実費	160,000	170,000	—	—	
	授業料	660,000	670,000	—	—	
	計	1,040,000	840,000	—	—	
博士後期課程	文学研究科 宗教学仏教学専攻 歴史学専攻 英語圏文化専攻 日本文化専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	610,000	620,000	630,000	—
		計	990,000	790,000	810,000	—
	心身科学研究科 心理学専攻 健康科学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	660,000	670,000	680,000	—
		計	1,040,000	840,000	860,000	—
	商学研究科 商学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	610,000	620,000	630,000	—
		計	990,000	790,000	810,000	—
	経営学研究科 経営学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	610,000	620,000	630,000	—
		計	990,000	790,000	810,000	—
	法学研究科 法律学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	610,000	620,000	630,000	—
		計	990,000	790,000	810,000	—
	総合政策研究科 総合政策専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	660,000	670,000	680,000	—
		計	1,040,000	840,000	860,000	—
博士課程	薬学研究科 医療薬学専攻	入学金	200,000	—	—	—
		教育充実費	200,000	200,000	200,000	200,000
		授業料	750,000	750,000	750,000	750,000
		計	1,150,000	950,000	950,000	950,000
	歯学研究科	入学金	600,000	—	—	—
		教育充実費	200,000	200,000	200,000	200,000
		授業料	1,130,000	1,130,000	1,130,000	1,130,000
		計	1,930,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000

備考 (1) 入学金については本学よりの進学者は半額を免除する。

備考 (2) 心身科学研究科心理学専攻・健康科学専攻・薬学研究科医療薬学専攻及び歯学研究科は授業料に実習費を含む。

(2) 納付期限

学納金は何れも年額として定められているから、年二回に分けて本学財務部に一括して納付しなければならない。

納付期限	春学期分	4月30日まで
	秋学期分	10月31日まで

(3) 登録料

専攻	講座・コース	金額
宗教学仏教学	臨床宗教師養成講座	100,000円(正規生) 200,000円(聴講生)
心理学	公認心理師・臨床心理士養成コース	40,000円

別表11のⅢ

文学研究科・心身科学研究科・商学研究科・経営学研究科・経済学研究科・法学研究科・総合政策研究科・歯学研究科・聴講生・科目等履修生・特別聴講生・研究生・研究員及び客員研究員の選考料・受講料

	選考料	受講料(年額)
聴講生	8,000円	1単位 10,000円
科目等履修生	8,000円	1単位 15,000円
特別聴講生	—————	—————
研究生	8,000円	150,000円
研究員	8,000円	—————
客員研究員	8,000円	150,000円

愛知学院大学大学院学則施行規則

第 1 章 大学院研究科委員会

第 1 条 大学院学則第36条に基づいて、各研究科にその研究科の講義を担当する専任の教授をもって組織する研究科委員会を置く。ただし、必要に応じて各研究科の兼任の教員及び学部の教員を加えることができる。

第 2 条 研究科委員会は、その研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、編入、退学、転学、修了、除籍及び賞罰に関する事項
- (3) 試験及び履修単位に関する事項
- (4) 学位論文及び学位に関する事項
- (5) 学術研究に関する事項
- (6) 教員の進退に関する事項
- (7) その他重要な事項

第 3 条 研究科委員会は、研究科長が招集し、かつ、主宰する。

- 2 研究科長は、その研究科委員の3分の1以上の申出があるときは、研究科委員会を招集しなければならない。

第 2 章 研究科長及び研究科主任

第 4 条 各研究科に1名の研究科長を置く。

- 2 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 研究科長に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 研究科長は、研究科の事務を統轄し、その研究科を代表する。

第 6 条 研究科長の職務を補佐するため、各研究科に1名の研究科主任を置く。

- 2 研究科主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 研究科長及び研究科主任の選出規程は別に定める。

第 3 章 大学院委員会

第 7 条 大学院学則第37条に基づいて、大学院に大学院委員会を置く。

第 8 条 大学院委員会は、学長、各研究科長、各研究科主任及び各研究科の若干の専任教授で組織する。ただし、必要に応じてその研究科の基礎たる学部の学部長、教務主任を加えることができる。

第 9 条 大学院委員会は、学長が招集し、かつ、主宰する。

第 10 条 大学院委員会は、各研究科に共通の次の事項を審議する。

- (1) 研究及び教授に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 教務及び学則に関する事項
- (4) その他大学院に関する重要事項

附 則

本規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

愛知学院大学学位規則

(目的)

第 1 条 この規則は、愛知学院大学大学院学則に基づき、愛知学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、下記のとおりとする。

修士(文学)
博士(文学)
修士(心理学)
博士(心理学)
修士(健康科学)
博士(健康科学)
修士(商学)
博士(商学)
修士(経営学)
博士(経営学)
修士(経済学)
修士(法学)
博士(法学)
修士(総合政策)
博士(総合政策)
博士(薬学)
博士(歯学)

(学位授与の条件)

第 3 条 1 修士の学位は、所定の課程を経て学位論文を提出した者で、広い視野に立って精深な学識を修め、かつ、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有すると判定されたものに授与する。

2 博士の学位は、所定の課程を経て学位論文を提出した者で、専攻分野において新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動、又はその他の著しく高度の専門的業務に従事しうる能力及びその基礎となる豊かな学識を有すると判定されたものに授与する。

3 前項に定める者のほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(論文の提出)

第 4 条 1 第 3 条第 2 項の規定により学位論文の審査を請求するときは、論文に申請書を添えて、各研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 3 項の規定により、博士の学位の授与を請求するときは、学位申請書、論文の要旨、履歴書及び論文審査手数料を添え、学位の種類を指定して、論文を各研究科長を経て学長に提出しなければならない。論文審査手数料については別に定める。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも前項の規定による。ただし、退学後 1 年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を免除することができる。

4 前 2 項の規定により提出した論文及び納付した論文審査手数料は還付しない。

(論文)

第 5 条 1 前条第 1 項第 2 項又は第 3 項の規定により提出する論文は、1 篇とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(研究科委員会の指定)

第 6 条 第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により、論文の提出があったときは、学長は大学院各研究科委員会の議を経て、その受理を決定し、その論文を審査すべき研究科委員会を指定し、これにその審査を付託する。

(審査委員会)

第 7 条 前条の規定により、論文の審査を付託された研究科委員会は、研究科の委員 3 名以上の審査委員会を設ける。

2 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科の委員その他前項以外の教員を審査委員会の委員のうちに加えることができる。

(論文の審査、試験又は学力の確認)

第 8 条 審査委員会は、論文の審査とともに論文を中心として、これに関連のある科目について最終試験又は学力の確認を行う。

2 前項の最終試験方法は口述又は筆記とする。

3 第 3 条第 3 項の規定により博士の学位を請求する者については、学力の確認を行うため、口述又は筆記による試問（外国語 2 種類を含む。）を行う。

(学力確認の特例)

第 9 条 第 4 条第 3 項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科所定の年限内に論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第 10 条 審査委員会は、第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により論文が受理された日から 1 年以内に、論文の審査、ならびに試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を 1 年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第 11 条 審査委員会は、審査を終了したときは、直ちに審査の要旨とその結果を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第 12 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。ただし、休職又は海外出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、無記名投票により出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第 13 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その研究科委員会の科長は、論文とともに論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果及び学力の確認の結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 14 条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 学位記の様式は、別表 1 及び 2 のとおりとする。

(学位論文の要旨等の公表)

第 15 条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 16 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、インターネットの利用により既に公表したときはこの限りでない。

2 やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表する。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 学位授与後に学位論文を公表する場合には、愛知学院大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第 17 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会において前項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、休職又は海外出張のために出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

(登録)

第 18 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は文部大臣に報告し、学位簿に登録する。

第 19 条 この規則に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は、各研究科で定める。

第 20 条 この規則の改正は、大学院委員会において行う。

附 則

本規則は、昭和47年2月4日から施行する。

附 則

この改正は、昭和47年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、昭和49年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年12月10日から施行する。

附 則

この改正は、昭和55年3月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1-1

学位記	氏名	生年月日	(○学)の学位を授与する	年月日	愛知学院大学長 ○○○○	第 号
			本大学大学院○学研究科○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士			

別表 1-2

学位記	氏名	生年月日	(○学)の学位を授与する	年月日	愛知学院大学長 ○○○○	第 号
			本大学大学院○学研究科○専攻の修士課程に定められた単位を修得し最終試験並びに学位論文の審査に合格したので修士			

別表 2

第 号	愛知学院大学長 ○○○○	年 月 日	本 大 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 （ ○ 学 ） の 学 位 を 授 与 す る	氏 名 生 年 月 日	学 位 記
--------	-----------------	-------------	--	----------------------------	-------------

愛知学院大学大学院博士
(文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策)
学位請求論文の提出に関する了解事項

I 本学大学院の課程を経た者の博士の学位請求論文の提出に関する了解事項

- (1) 学位規則第4条第1項の規定による学位請求論文が研究科長に提出されたときは、研究科長は学長に提出するまえに研究科委員会において、これを学長に提出すべきか否かを予め審議する。
- (2) 学位規則第9条に規定する「各研究科所定の年限内に論文を提出したとき」における「所定の年限」とは博士後期課程入学後8年とする。
- (3) 学位規則第3条第2項に規定する「所定の課程を経た者」とは博士課程に5年以上在学し、所定の単位を修得し、外国語の読解力等に関する検定（博士候補者試験）に合格した者をいう。
- (4) 在学中における候補者資格検定試験の合格をもって外国語の読解力等に関する学力を確認するものとする。
- (5) 学位規則第3条第2項の規定により博士の学位を申請するときは学位規則第4条第1項に規定する提出書類のほか、つぎの書類に所定の論文審査手数料を添えて提出しなければならない。

①学位請求論文目録	3通	②学位請求論文	3部
③論文の要旨	20部	④必要あるときの参考論文	各3部
⑤研究業績目録	3通	⑥研究指導報告書	1通
		(在学時における研究指導担当教員の作成したもの)	
		もしくは推薦書	
		(学位請求論文に関連の深い本学大学院担当教授の作成したもの)	
		⑦履歴書(写真3×4cm添付)	3通

II 本学大学院の課程を経ないで論文提出による者の博士の学位請求論文の提出に関する了解事項

- (1) 学位規則第4条第3項の規定による学位請求論文が研究科長に提出されたときは、研究科長は学長に提出するまえにその論文および提出者の専攻に関連ある本学大学院担当の教員若干名にその論文の仮審査を委嘱する。
- (2) 前項の仮審査の結果、学長に提出すべきであると認められたときは研究科委員会の議を経て博士候補者資格検定を行う。この検定は学位規則第8条第3項の規定により行う。但し本学大学院在学中における博士候補者試験の合格をもって外国語の読解力等に関する学力を確認するものとする。
- (3) 前項の博士候補者資格検定に合格したときは、研究科委員会において、その論文受理につき協議し、研究科長はその論文を学長に提出する。
- (4) 学位規則第3条第3項の規定により博士の学位を申請するときは学位規則第4条第2項に規定する提出書類のほか、つぎの書類に所定の論文審査手数料を添えて提出しなければならない。

①学位請求論文目録	3通	②学位請求論文	3部
③必要あるときの参考論文	各3部	④研究業績目録	3通
⑤推薦書(提出可能な場合)	1通	⑥研究歴証明書(提出可能な場合)	1通
⑦最終学校卒業証明書	1通	⑧戸籍抄本	1通

- (5) 学位規則第4条第2項に規定する学位申請書は大学院の課程を経た者の学位申請書に準ずる。学位規則第4条第2項に規定する提出すべき論文の要旨は20部を必要とし、履歴書には写真(3×4cm)を添付し、3通を要する。

その他 学位申請に関する書類の提出先は大学院事務室とする。
 附則 本了解事項は、昭和54年3月31日から施行する。
 本了解事項は、平成10年4月1日から改正施行する。
 本了解事項は、平成18年4月1日から改正施行する。

愛知学院大学大学院 学位論文審査基準

文学研究科

I. 文学研究科の学位論文審査基準

文学研究科は宗教学仏教学、歴史学、英語圏文化および日本文化の4専攻から構成されている。4専攻の学位論文審査基準は、以下の通りである。

II. 専攻別学位論文審査基準

1. 宗教学仏教学専攻

(1) 修士論文

- ①研究テーマが明確に設定され、学術的意義があること。
- ②適切な研究方法が提示され、採用されていること。
- ③先行研究が十分に検討され、独創的な内容を有していること。
- ④論文は論理的に構成され、論旨の展開に矛盾がなく、結論が明解であること。

(2) 博士論文

- ①研究テーマが明確に設定され、学術的意義があること。
- ②適切な研究方法が提示され、採用されていること。
- ③先行研究が十分に検討され、独創的な内容を有していること。
- ④論文は論理的に構成され、論旨の展開に矛盾がなく、結論が明解であること。
- ⑤論文が公開されることによって、学界において一定の学術的な貢献をはたせること。

2. 歴史学専攻

(1) 修士論文

- ①問題意識が明確であること。
- ②歴史学のみならず関連領域に対する広い視野を明示していること。
- ③考古学においては技能的知識を踏まえていること。
- ④先行研究を踏まえた研究であること。
- ⑤明確な論旨が展開されていること。

(2) 博士論文

- ①先行研究を踏まえたうえで、独創的な視点が明確であること。
- ②歴史学のみならず関連領域に対する広い視野を明示していること。
- ③考古学においては技能的知識を応用して展開していること。
- ④適格に資料を活用して論旨を展開し、その結論が明確なこと。
- ⑤研究成果の社会的還元に努めていること。

3. 英語圏文化専攻

(1) 修士論文

- ①研究目的と研究対象が明確であること。
- ②先行研究を的確に検討し、目的に即した適切な研究方法が採用されていること。
- ③研究資料の収集が必要にして十分になされていること。
- ④文献やデータの分析と解釈が的確になされていること。
- ⑤理論的に一貫した構成と内容を備え、新知見や新規性を有すること。

(2) 博士論文

- ①研究目的と研究対象が明確であること。
- ②先行研究を的確に検討し、目的に即した適切な研究方法が採用されていること。
- ③研究資料の収集が必要にして十分になされていること。
- ④文献やデータの分析と解釈が的確になされていること。
- ⑤その領域および近隣の領域において、新たな研究成果を示していること。
- ⑥研究倫理上の問題がないこと。
- ⑦研究成果の社会的還元に努めていること。

4. 日本文化専攻

(1) 修士論文

- ①テーマ設定と説明すべき対象が明確であること。
- ②先行研究を踏まえた新しい知見が示され、取り扱う資料、作品、データベース、例文等の取り扱いが適切であること。
- ③論旨が矛盾なく展開されて明確な結論が示されていること。

(2) 博士論文

- ①テーマ設定と説明すべき対象が明確であること。
- ②先行研究を踏まえた新しい知見が示され、取り扱う資料、作品、データベース、例文等の取り扱いが適切であること。
- ③論旨の展開に矛盾を含まず、一貫したパースペクティブで立論されていること。設定した課題に対応する明確な結論が示され、その結論が当該学問領域において説得力を有していること。
- ④当該学問分野の新知見と学術的価値を有していること。
- ⑤研究成果の社会的還元に努めていること。

心身科学研究科

(博士前期課程)

1. 心身科学領域における問題意識の明確さ
2. 先行研究との関連性と取り扱いの的確性
3. 研究の学術上の意義および貢献度
4. 研究方法の的確性
5. 論文構成の的確性
6. 論旨展開の明確さと一貫性
7. 表記および表現の適切性

(博士後期課程)

1. 心身科学領域における問題意識の明確さ
2. 先行研究との関連性と取り扱いの的確性
3. 研究の学術上の意義および貢献度
4. 研究の独創性
5. 研究方法の的確性
6. 論旨構成の的確性
7. 論旨展開の明確さと一貫性
8. 表記および表現の適切性

商学研究科

修士

1. 論文テーマの明確さ
研究の意義と必要性を伴ってテーマが明確に説明されている。
2. 研究方法の妥当性
研究課題にとって適切な研究方法が採用されている。
3. 先行研究の吟味
該当する研究分野の先行研究を渉猟し、それを検討したうえで、当該分野の研究動向に自らの研究を位置づけている。
4. 論旨の一貫性
研究課題、先行研究のレビュー、分析、結論という過程において論理展開が一貫している。
5. 構成や表記の適切さ
学術論文として体系的に構成されており、表現の誤りがなく、さらに適切に文献の引用・参考がなされている。
6. 研究倫理の遵守
論文にねつ造、剽窃、改ざん等の研究不正がない。

博士

1. 論文テーマの明確さ
研究の意義と必要性を伴ってテーマが明確に説明されている。
2. 研究方法の妥当性
研究課題にとって適切な研究方法が採用されている。
3. 先行研究の吟味
該当する研究分野の先行研究を渉猟し、それを検討したうえで、当該分野の研究動向に自らの研究を位置づけている。
4. 論旨の一貫性
研究課題、先行研究のレビュー、分析、結論という過程において論理展開が一貫している。
5. 構成や表記の適切さ
学術論文として体系的に構成されており、表現の誤りがなく、さらに適切に文献の引用・参考がなされている。
6. 学術的貢献
学術的な独創性があり、当該分野の学術の発展に貢献するものである。
7. 研究倫理の遵守
論文にねつ造、剽窃、改ざん等の研究不正がない。

経営学研究科

博士前期課程(修士学位論文)

1. 研究に対する問題意識の明確性
2. 研究の学術的な意義と貢献度
3. 研究方法に関する適切性
4. 先行研究との関連性とその取り扱いの妥当性
5. 研究に関する倫理性
6. 論文構成の体系性と一貫性
7. 論旨展開の整合性と論理性
8. 論文の形式・表記・表現の適切性

博士後期課程(博士学位論文)

1. 研究に対する問題意識の明確性
2. 研究の学術的な意義と貢献度
3. 研究方法に関する適切性
4. 先行研究との関連性とその取り扱いの妥当性
5. 研究内容の独創性と新規性
6. 研究に関する倫理性
7. 論文構成の体系性と一貫性
8. 論旨展開の整合性と論理性
9. 論文の形式・表記・表現の適切性
10. 論文による専門的な新知見の提示
11. 論文の完成度と公表可能性

経済学研究科

<修士論文>

修士の学位の授与のための修士論文の審査については、学位申請者が提出した修士論文を主査1名、副査2名が審査する。その審査基準は以下のとおりである。

(審査基準)

1. 研究目的、問題設定の有意性・適切性・明確性
研究目的が明確であり、かつ問題設定が適切になされ、研究の意義及び必要性が明確に述べられている。
2. 研究方法の妥当性
研究目的及び研究課題に相応した学術上の研究方法及び分析方法が用いられている。
3. 先行研究及び情報収集の適切性
先行研究について十分な知見を有し、立論に必要なデータや史資料が適切に提示され、研究動向の中に自らの研究成果が位置づけられている。
4. 論旨の一貫性と独自の知見
全体の構成及び考察の過程において論旨が一貫しており、問題提起に対応した独自の知見や有用性のある結論が提示されている。
5. 構成、表現、表記等の適切性
学術論文として体系的に構成されており、章立て、引用、注釈、参考文献及び図版等に関して適切な表現・表記法によって記述されている。

(課題探求報告書)

修士の学位の授与のため課題探求報告書の審査については、学位申請者が提出した課題探求報告書を主査1名、副査2名が審査する。その審査基準は以下のとおりである。

(審査基準)

1. 探求目的、課題設定の明確性・適切性・有意性
探求目的が明確であり、かつ課題設定が適切になされ、課題探求の意義が的確に述べられている。
2. 探求方法の妥当性
探求の目的と課題に相応した学術的方法が用いられている。
3. 先行研究の把握及び情報収集の適切性
先行研究について相応な知見を有し、立論の中に必要なデータや資料が適切に提示されている。
4. 論旨の一貫性と独自の結果
全体の構成及び考察の過程において論旨が一貫しており、設定された課題に対応した独自の探求結果が提示されている。
5. 構成、表現、表記等の適切性
学術文書として体系的に構成されており、章立て、引用、注釈、参考文献及び図版等に関して適切な表現・表記法によって記述されている。

法学研究科

博士前期課程

以下の5基準により、論文の審査と試問をもって、修士論文の判定を行う。

- (1) テーマに関する分野の体系的な理解
- (2) 課題設定の適切さ
- (3) 先行研究・判例などの情報を収集する能力と、その取扱いの適切さ
- (4) 論理的な展開
- (5) 学術上の意義、独創性

博士後期課程

以下の5基準により、論文の審査と試問をもって、博士論文の判定を行う。

- (1) 専攻分野に関する高度な学識
- (2) 課題設定の適切さと、学術上の重要性
- (3) 先行研究・判例などの情報を収集する能力と、その取扱いの適切さ
- (4) 論理的な展開
- (5) 法学・政治学の発展に寄与できる学術上の意義、独創性

総合政策研究科

愛知学院大学大学院総合政策研究科の学位論文に関して、以下のように審査基準を設定します。

【博士前期課程 修士論文】

1. 問題意識が明確で、ディプロマ・ポリシーに掲げる学際性・公開性・問題解決力の項目が論文において充足されていると認められること
2. 研究課題の学術上の意義が明確で、学術論文に足る貢献が認められること
3. 研究方法が適切であること
4. 先行研究との関連が明確で、その取り扱いが十分に適切であること
5. 論文が適切に構成されていて、論旨展開が明確で一貫していること
6. 表記・表現が適切であること

【博士前期課程 課題研究】

1. 論旨の展開に一貫性があること
2. 具体的な成果が示されていること
3. 実務的有効性が示されていること
4. 成果の一般性を志向していること
5. 表記・表現が適切であること

【博士後期課程 博士論文】

1. 問題意識が明確で、ディプロマ・ポリシーに掲げる学際性・公開性・課題解決力の項目が論文において充足されていると認められること
2. 研究課題の学術上の意義が明確で、高い学術的貢献が認められること
3. 研究が独創的であり、斬新であること
4. 研究方法が適切であること
5. 先行研究との関連が明確で、その取り扱いが十分に適切であること
6. 論文が適切に構成されていて、論旨展開が明確で一貫していること
7. 表記・表現が適切であること

薬学研究科

- 1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果について記載されていること。
- 2) 先行研究の評価や事実調査が的確であり、適切な論文の引用とともに明示されていること。
- 3) 研究背景に基づいた目的が適切に設定され、その意義や必要性とともに述べられていること。
- 4) 研究倫理を遵守した上で方法が具体的に記述され、適切な研究が実施されていること。
- 5) 実験や解析結果に基づいた考察が論理的に記述され、学術的あるいは社会的な位置付けが記載されていること。
- 6) 研究の新規性、独創性ならびに発展性が十分に論述され、当該分野の学問や医療現場に貢献することが明示されていること。

歯学研究科

学位申請論文が博士（歯学）の授与に値すると判断されるために満たすべき要件は以下のとおりである。

- 1) 申請論文は、申請者が単独著者となっている受理された原著論文、または申請者が筆頭著者を務める一編以上の受理された原著論文に基づいて作成された単独著作（テーシス形式の論文）であり、本学以外の大学へ学位申請論文として提出されていない。
- 2) 申請論文またはその基盤となる論文が掲載されている学術雑誌には査読システムが完備している。
- 3) 申請論文またはその基盤となる論文は、専攻分野における新知見を提示している。
- 4) 申請者の自立した研究活動または高度な専門的業務に従事しうる能力を示している。

愛知学院大学大学院博士学位審査に関する申し合わせ

愛知学院大学として課程博士の学位を授与するに当たり全学的な共通認識を確保するため、審査についての最低基準を申し合わせることに鑑み、次の申し合わせをする。

1. 申請基準

関連する学術論文を3篇以上執筆し、公表していること。少なくとも1篇は査読付学会誌に掲載されていることを原則とする。ただし、各研究科の特別の事情は考慮するものとする。

2. 審査基準

- (1) 各研究分野において、新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動を行い、その他著しく高度な専門的業務に従事できる能力およびその基礎となる豊かな学識を有すること。

なお、外国人留学生の場合、日本における先行研究を十分に把握するとともに、母国における研究状況との比較研究等が、日本における研究に貢献すると認められるときは、新知見を示しているものとみなすことができる。

- (2) 論文としての完成度に優れ、印刷公表に相応しい内容と形式を備えていること。

3. 審査方法

審査方法については、各研究科が決めるものとする。

附則

- (1) 論文博士の学位についても、この申し合わせに準じるものとする。ただし、論文博士の審査に関しては特則を設けることができる。
- (2) この申し合わせは平成22年4月1日に文学・心身科学（心理学専攻）・商学・経営学・法学・総合政策研究科の博士後期課程に進学した学生から適用する。
- (3) 保健衛生学分野である健康科学専攻などのように、その専攻が特別の事情がある場合には研究科に準ずるものとする。

愛知学院大学大学院博士学位審査に係る 学外審査委員についての申し合わせ

本大学院では、大学院教育の組織的な展開の強化と学位の国際的な通用性・信頼性及び学位審査に係る透明性・客観性を確保するために他研究科または学外審査委員を登用することができるものとし、「博士号を有する者またはこれに準じる者」をこれにあてる。

「これに準じる者」とは、次のいずれかをいう。

1. 学位請求論文の学問領域に関する高度にして専門的な識見を有する者。
2. 本務校または勤務する研究機関などで、学位審査委員の経験を有する者。

この申し合わせは、平成22年4月1日より全研究科において適用する。

愛知学院大学大学院博士課程（後期）単位取得満了者の
標準修業年限を超える在学延長に係る授業料の減免に関する内規

第 1 条（目的）

本内規は、大学院の 3 年制博士後期課程または 4 年制博士課程に在学し、将来、博士論文の提出が期待される者が研究に専念できるように援助するための授業料の減免について定めるものである。

第 2 条（対象）

対象者は、本大学院博士後期課程において 3 年または博士課程において 4 年在学し、所定の科目または単位を修得し、さらに博士論文の指導を受けるために標準修業年限を延長する者とする。

第 3 条（減免額）

当該年度の授業料は、標準修業年限の最終年度の半額とし、春学期と秋学期で分納する。

第 4 条（申請）

標準修業年限を超えて在学の延長を希望する者は、所定の期日までに在学期間延長申請書および指導教授の同意書を在籍する研究科の科長に提出しなければならない。

第 5 条（承認）

前項の申請があった時は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会で承認する。ただし、愛知学院大学大学院学則第 3 条 2 項に定める年限を超えて在学することはできない。

附 則

1. この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この内規は、全研究科（法務研究科を除く）に適用する。
3. この内規の施行により「愛知学院大学大学院博士課程後期単位取得満了者の在学期間延長に係る授業料の減免に関する内規」（平成 8 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

愛知学院大学 各研究科の「人材の養成・教育研究上の目的」

文学研究科

文学研究科は「行学一体・報恩感謝」の精神に則り、人間の営為とその所産である文化と歴史の研究を通して、人間と社会についての洞察を深めることで、人間性にあふれた社会を創造することをめざします。

このような共通理念・目的のもとに、宗教学仏教学専攻、歴史学専攻、英語圏文化専攻及び日本文化専攻の4専攻を配し、各専攻はつぎのような人材の養成・教育研究上の目的を定めて、高度な専門職業人および研究者の育成に努めています。

文学研究科 宗教学仏教学専攻

宗教学仏教学専攻は、宗教と文化の多様性を重んじ、異なる価値観が共存するための基礎的な条件として、世界の宗教文化を専門的に研究する人材の育成に努めます。また研究の成果をもって学界の発展に貢献するとともに、臨床宗教師として社会で活躍できる宗教者の育成にも努めています。

そのための教育研究上の目的として、専門性をもって学界に発信できる能力を培い、現代社会における宗教者の社会的役割についての実践的な知を修得させることを理念としています。

文学研究科 歴史学専攻

歴史学専攻は、歴史学に関する関心と理解力、論理的分析力や洞察力を磨き、その上において研究成果を広く社会に向けて発信できる研究者、あるいは技術を培った高度な職業人の育成を目的としています。

そのための教育研究上の目的として、①歴史学に関する専門的知識と理論の修得、②資料読解力と問題分析・洞察力の琢磨やフィールド調査の方法ならびに発掘等の技術の修得、③得られた研究成果を論理的かつ実践的に表現できる能力を獲得することを教育の理念としています。

文学研究科 英語圏文化専攻

英語圏文化専攻は、英語を通して多文化社会に対する専門的・学際的な研究に取り組むことで得られる高度な知見を用いて、教育界のみならずグローバル化した社会の多様な分野で活躍できる国際的な人材の育成を目的としています。

そのため、主体的な問題発見と解決、情報の収集と分析、論理的な考察と発表の能力を涵養し、英語圏文化に関して高度な研究を遂行できるようにすることを、教育研究上の目的としています。

文学研究科 日本文化専攻

日本文化専攻は、日本文化研究によって得られる高度な知見を、教育界・文化機関等において積極的に発信し、社会に貢献できる人材の育成を目的としています。

そのための教育研究上の目的として、他者と協調し、他者の知見を尊重しながら、日本文化に関する多面的、かつ高度な研究を行う能力の涵養を教育の基本理念としています。

心身科学研究科 心理学専攻

心身科学研究科 心理学専攻においては、人の心にさまざまな側面からアプローチすることを通じて、有用な人材を育成します。心理学基礎コースでは研究者の育成、公認心理師・臨床心理士養成コースでは教育、福祉、産業、司法、医療現場等で役立つ公認心理師・臨床心理士の育成に努めます。

そのため、心理学全般にわたる幅広い知識と高度な専門性を活かし、さまざまな問題に対して粘り強く真摯に取り組むことのできる能力の育成を教育研究上の目的とします。

心身科学研究科 健康科学専攻

心身科学研究科健康科学専攻においては、心身のなかでも身体的視点から人間のありかたを探求することを目的とします。

研究者および高度な専門性をもつ職業人として社会に貢献する人材を養成します。

そのため、スポーツ科学、栄養学、精神保健学、健康教育学、言語聴覚学などの実践に基づいた教育研究を行います。

商学研究科

商学研究科は、1964年4月に修士課程を設置し、1967年4月に博士課程を増設しました。愛知学院大学最初の大学院研究科として、半世紀に渡る伝統と実績がある研究科です。行学一体・報恩感謝の精神に則り、ビジネスの実践的な研究を通して、税理士を始めとする最先端のビジネス・エキスパートを育成すること、さらに現役ビジネス・パーソンのリカレント教育を行うことを人材育成の目的としています。

商学研究科では、流通・マーケティング、金融、国際ビジネス、会計学、経済学、経営学、租税法が商学を構成する領域と捉えています。これら領域において、先端的な研究を行うこと、そしてそれに基づいた実践的教育を行うことを教育研究上の目的としています。

経営学研究科

経営学研究科は、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に則った「理論と実践」を教育理念として、経営分野で指導的役割を果たす研究者や高度専門職業人を養成します。

そのため、学部で培った「理論と実践」教育を発展させて、企業経営における企画立案・業務遂行・内部統制といったPLAN、DO、SEEの高度な専門教育を行い、個々の学生の能力開発およびキャリアアップ、キャリア転換を支援することを教育研究上の目的とします。

経済学研究科

経済学研究科は、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に則り、経済学に関する豊かな専門知識を培い、高度な問題解決能力をもつ研究者や高度専門職業人を養成します。専門教育を通して、民間企業における企画や公共機関における政策の立案に携わるための能力養成や、税理士、公認会計士、高等学校教員などの高度専門職業人となるための専門知識の修得の支援を、人材養成の目的としています。

そのため、理論・歴史・政策という多角的な視点から経済をとらえて、多様な価値観に立って現代の経済の諸問題に取り組めます。具体的には財政・金融や国際経済・地域経済などにおける現代経済の重要な課題の分析に必要な経済史や経済制度への学識と統計数学やミクロ・マクロ経済学の応用力を身につけ、課題への深い理解と解決能力を養うための教育と、成果を社会に還元できる実践的な研究を目的とします。

法学研究科

法学研究科は、「行学一体・報恩感謝」の精神に則り、人間性と創造性豊かな法学・政治学研究者および高度専門職業人の育成に努めます。

そのために、法学・政治学に関する研究活動を推進し、法学・政治学の高度な専門知識の修得のための専門的教育を行うと同時に、豊かな人間性・創造性を涵養することを教育理念とします。この教育理念に従い、豊かな人間性・創造性をもった①法学・政治学の研究者の育成、②高度の専門知識を備えた職業人の育成、とりわけ博士前期課程においては③法的素養を備えた税理士の育成をも目標とします。

総合政策研究科

総合政策研究科は、人間と社会にとって情報化の進展がより人間らしく、より住みやすい社会になるための企画・政策を「総合的」と「創造的」を基本理念として立案できる人材の育成を目的としています。

そのため研究教育上の目的は、①問題に直面した際、問題解決への政策が立案でき、かつ実施できる力、②特定分野に関する体系的知識と関連他分野の知識を組み込む総合的思考力、③新しく構築された知識が現場で応用できる実践力、④コミュニケーション・リテラシーを駆使できる力、⑤公共的思考力、の獲得、達成とします。

薬学研究科

薬学研究科の人材育成の根幹は、薬学及び医療薬学に関わる様々な新しい課題を自ら発見・解決できる研究能力を涵養することであり、「研究遂行能力の育成」と「医療薬学における深い見識の修得」を両輪として、社会に貢献できる薬学研究者及び医療薬学研究者の養成を目的とします。

そのため、薬学及び医療薬学領域全般にわたる深い学識と高度な専門性を持ち、創造性と独創性を兼ね備え、様々な問題に対して柔軟に対応できる能力を養成することを教育研究上の目的とします。

歯学研究科

歯学研究科は、「行学一体・報恩感謝」の精神に則り、学部における教育の基礎の上に、高度にして深遠な歯科医学の専門的知識と技術を習得し、臨床歯科医学の実践を通して人類の福祉に貢献するとともに、医学・生命科学の深奥を究めて文化の創造・発展に寄与することのできる良識ある人材の養成を目的とします。

そのための教育研究上の目的は、①研究者として高度な専門的学術の理論と技術およびその応用能力を身につけ、それらをさらに発展させるために必要とされる研究能力、②臨床歯科医として専門分野に関する高度の知識と技術を習得し、それらをさらに発展させるために必要とされる研究能力に加えて、患者を対象とする高度の臨床研究を遂行しうる能力の養成とします。

文学研究科

I. 宗教学仏教学専攻

1. 博士前期課程

(1) 学位授与の方針 (D P)

修士の学位は、博士前期課程（修士課程）に2年以上在学して、所定の授業科目について36単位以上を修得し、かつ学位論文執筆上の指導を受け、学位論文の審査に合格することが必須です。また平成29年度より「臨床宗教師養成講座」を開き、曹洞宗の僧籍があり、所定の単位を修得したものに修了証を与える制度を追加しました。これにより博士前期課程修了者は後期課程へ進学して研究者の道を邁進するものと、高度職業人として社会に貢献するものに学位を授与する体制となります。そのため、本専攻は以下に挙げる能力を持つと判定した学生に修士号を授与しますが、研究者の道を目指すものには①から③の能力、臨床宗教師を目指すものには④から⑥までの能力を特に重視します。

- ①自身の学問領域に関する高度に専門的な知識。
- ②原典を読解するに十分な語学力。
- ③従来の研究を踏まえて、新しい視点から課題を発見し、解決する力。
- ④幅広い教養。
- ⑤高い倫理観と豊かな人間性。
- ⑥他者との協働性。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (C P)

【教育内容】

授業科目として、仏教学仏教史学研究、禅学禅思想史研究、宗教学宗教史学研究の3分野と、宗教学仏教学特講があります。それぞれの分野において、最新の研究情報が与えられ、きめ細かな研究指導を受けることができます。

宗教学仏教学専攻では、上記科目の他に、臨床宗教師を目指す者のために平成29年度より臨床宗教師養成科目として、臨床宗教学研究（講義）、臨床宗教学実習（学外実習）を開講しました。臨床宗教師養成科目は自由選択科目ですから修了要件単位には含まれませんが、所定の単位を修得すれば修了書が与えられます。

履修方法としては、特修科目の中から専修科目1科目（指導教員の担当科目）を選定し、その12単位（講義4・演習8）を必修とします。さらに、専修科目以外の科目から講義20単位以上、特講4単位以上を選択履修し、計24単位以上を修得します。専修科目を担当する指導教員より、修士論文作成の指導を受けます。

【教育方法】

演習科目において修士論文作成を目的にして、学生の研究のニーズに応じた指導が行われます。1年次においては、研究に必要な言語の学習、文献の解読についての基礎的な訓練、フィールドワークの方法論などを学びます。2年次においては、修士論文完成のため先行研究を踏まえた上で、自らの研究の独自性を主張する叙述方法を学びます。講義科目においては、仏教学、禅学、宗教学における最先端の研究状況を踏まえて、文献解読やフィールドワークで得た情報を検討し、質疑応答を通じて論理的な思考方法を学びます。

【教育評価】

授業科目においては、予習・復習の実践度、レポート等の提出物、質疑応答・積極的な討論など多角的な視点から評価します。修士論文の評価は、先行研究の把握と批判、論点の整理、資料（史）の収集及び読解・分析力、論理的思考・表現力および新知見の提示やそのオリジナリティなどを評価基準として、主査1名・副査2名が行います。

(3) 入学者受け入れの方針 (A P)

仏教学・禅学・宗教学の3分野の研究を通して、建学の精神を身につけ、現代社会に貢献できる人材を育成します。そのために以下のような学生を求めます。

- ①仏教学・禅学・宗教学に関する基礎的な知識を習得している人
- ②建学の精神を身につけて、宗教者として地域や社会に貢献したい人
- ③医療や心理学などの分野と連携して、臨床宗教師として活動したい人

2. 博士後期課程

(1) 学位授与の方針 (D P)

後期課程では博士の学位請求論文の完成を目指します。その為には、

- ①後期課程に3年在籍し、指導教授のもとで自らの研究テーマに関する指導を受け、文献の解読や情報の収集や解釈を通じて、学界で評価される独自の研究成果を生む能力を身につけること。
 - ②海外の研究動向をリサーチし咀嚼し、国際的に活躍できる外国語能力を修得し、博士候補者試験(外国語能力検定試験)に合格すること。
 - ③査読付きの専門学術雑誌に掲載された論文1点を含む、学術論文3点を執筆・公開していること。さらに学界において専門の研究者として評価される高度な知識・能力を身につけること。
- 以上の条件を満たしていることが必須ですが、宗教学、仏教学、禅学いずれかの研究領域に関して高い識見を備えた、自立した研究者であることが求められます。課程博士号取得のための請求論文は博士後期課程入学後8年以内であれば提出可能です。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (C P)

【教育内容】

特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その「研究指導」の履修を必修とします。

【教育方法】

「研究指導」は、博士の学位請求論文の提出を最終目標とし、それに至るまでの段階として、担当指導教員より、学会発表や学会誌・研究会誌等に発表する原稿の指導が、個別的行われます。

【教育評価】

宗教学、仏教学、禅学いずれかの研究領域に関して高い識見を備えた研究を生み出すことのできる、自立した研究者であることが評価基準として求められます。

(3) 入学者受け入れの方針 (A P)

宗教学仏教学専攻後期課程では、以下のような学生を求めます。

- ①仏教学・禅学・宗教学にかかわる修士論文を作成し、修士の学位を取得している人
- ②専門的な知識を生かして、教育界・宗教界において専門職として活動したい人
- ③専門的な知識を深めて、文献学的研究やフィールドワークにより、独創的で創造的な博士の学位請求論文を作成し、博士の学位を取得しようとする人

II. 歴史学専攻

1. 博士前期課程

(1) 学位授与の方針 (D P)

修士の学位は、博士前期課程(修士課程)に2年以上在学して、所定の授業科目について36単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格した者に与えられます。修士の学位論文は、広い視野に立った精深な学識を示し、かつ、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業に必要な能力を示すと判定されるものをもって合格とします。学位論文の審査においては、本大学院の演習担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は2名以上の関連科目の担当教員を加え、論文審査および口頭試問を厳格に実施します。

なお、修士学位を取得するためには、以下の点も考慮されます。

- 1) 歴史学全般に関する基礎知識に加えて、専修領域に関する専門的知識や資料読解力を以て研究テーマを追究し、得られた結果を論理的に表現する能力を持つこと。
- 2) 考古学専修者については、考古学にかかわる発掘調査、出土品整理、報告書作成にかかわる技術や研究を高めて、考古調査士一級の資格を得て、その知識を社会に還元する能力を持つこと。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (C P)

【教育内容】

授業科目として、日本史研究(I)~(IV)、東洋史研究(I)(II)、西洋史研究(I)(II)、イスラム圏研究、考古学研究(I)(II)、東洋史特殊研究、考古学特殊研究など多様かつ広範囲なコースを配しており、それぞれにおいて学界の最先端の研究者による高度に専門的な講義や研究指導を

受けることができます。

履修方法としては、特修科目の中から専修科目を1科目選定し、その12単位（講義4単位・演習8単位）を必修とします。さらに専修科目以外の科目から講義20単位以上、特講4単位以上の計24単位以上を選択し修得します。専修科目における演習8単位は指導教員の下での修士論文の作成が主な目的となります。

【教育方法】

演習科目においては、主に修士論文作成のための指導が、それぞれの学生の関心に合わせて行われます。1年次においては、研究史の理解と史料の批判的な解読と検討を中心として、2年次においては、修士論文完成のために先行研究を踏まえた上で自らの主張を論述する方法を中心とした指導が行われます。講義科目においては、各教員の専攻分野を中心とする最先端の研究や諸学説の紹介と解説および関連史料の読解・質疑応答などが行われます。

【教育評価】

講義・特講科目においては、予習・復習の実践度、レポート等の提出物、質疑応答・積極的な討論など多角的な視点から評価します。修士論文の評価は、先行研究の把握と批判、論点の整理、資料（史料）の収集およびその読解・分析力、論理的思考・表現力および新知見の提示やそのオリジナリティなどを評価基準として、主査1名・副査2名が行います。

(3) 入学者受け入れの方針（A P）

現代社会の抱える諸問題を解決するためには、歴史的洞察力が不可欠です。歴史学専攻では、日本史・東洋史・西洋史・イスラム圏史・考古学の5分野の研究を通して世界的視野を磨き、教育界・文化機関等で貢献できる人材の育成に努めています。そのために以下のような学生を求めています。

- ①学部教育において、日本史・東洋史・西洋史・イスラム圏史・考古学に関する基礎的知識と技能を習得している人。
- ②歴史学に関する専門的知識を生かして、研究・教育へ従事することを目指す人。あるいは博物館学芸員・歴史民俗資料館などで歴史知識を生かした専門職に就くことを目指している人。
- ③歴史研究をさらに深化させて博士後期課程へ進学したいと考えている人。

2. 博士後期課程

(1) 学位授与の方針（D P）

歴史学専攻後期課程においては、研究の集大成として学位論文を作成することを目的とします。そのために、後期課程に3年以上在学して専任教授の下で学位論文の作成等に対する指導を受け、博士候補者試験（外国語能力検定試験）に合格した者が、専攻分野における学位論文を提出することができます。

博士学位論文は、各専攻分野において新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動、又はその他の著しく高度な専門的業務に従事する能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと判定されるものをもって合格とします。博士学位請求論文提出後、歴史学専攻後期課程担当教授からなる主査1名、副査2名、及び外部審査員1名から構成される審査委員会の予備審査および口述試験を含む本審査を経て、課程博士の学位を授与します。なお、博士学位請求論文の提出に際しては、査読付きの論文1本を含む最低3本からなる学術論文を執筆・公開していることが必要です。課程博士号は博士後期入学後、8年以内であれば取得可能です。

なお、博士学位を取得するためには、以下の点も考慮されます。

- 1) 専修する研究領域において、独自の新しい新たな知見を提示して学会や社会において貢献できる能力を持つこと、ならびに高度な専門性を要求される職業を担うものとしての倫理感・責任感を持つこと。
- 2) 考古学専修者については、考古調査士一級の資格をもとに、考古学にかかわる発掘調査、出土品整理、報告書作成にかかわる技術論や方法論を高め、併せて関連諸科学の研究等を導入し、指導者となるべき自覚を持つこと。

(2) 教育課程編成・実施の方針（C P）

【教育内容】

歴史学専攻後期課程では、特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その「研究指導」の履修を必修とします。

【教育方法】

この「研究指導」においては、学術論文・博士学位請求論文の執筆・学会報告を主目的とし

て、先行研究の分析・問題発見能力・史料の収集解読分析・論理的文章構成力などについて、担当指導教員による個別的集中的指導が行われます。

【教育評価】

新知見を提示し、研究者としての自立した研究活動や著しく高度な専門的業務に従事しうる能力を示すことをできることが評価の基準となります。

(3) 入学者受け入れの方針 (A P)

歴史学専攻後期課程では、以下のような人を求めます。

- ①歴史学ないし歴史学に関係する学問における修士号の資格を持つ人。
- ②歴史学に関する専門的知識ならびに史料読解・分析力を持ち、新知見を開陳する博士論文を作成して学位を取得しようとする人。
- ③歴史学に関する高度に専門的な知識を生かして教育者・研究者・資料館などにおける専門職に就こうとする人。

Ⅲ. 英語圏文化専攻

1. 博士前期課程

(1) 学位授与の方針 (D P)

所定の授業科目について36単位を修得し、各自の専修科目における修士論文を作成するなかで、高度の英語力を身につけ、豊かな国際感覚を涵養し、高度な専門的学識を修得し、そして学問探求に不可欠な資料の収集とそれを読み解き分析する能力を身につけます。提出された修士論文については、主査1名、副査2名による口頭試問の合格をもって修士の学位が授与されます。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (C P)

【教育内容】

授業科目の中から専修科目として1科目(指導教員の担当科目)選定し、その12単位(講義4単位・演習8単位)を必修とし、専修科目以外に講義24単位を修得します。なお、専修科目の演習8単位は指導教員のもと修士論文の作成が主な目的となります。

授業科目は「英語学・英語教育学研究」「アメリカ研究」「イギリス研究」「アジア研究」の4分野にわたってそれぞれの文化や歴史、社会を地域研究、文学研究、宗教学、社会学など多岐にわたるアプローチによって高度かつ幅広い英語力と専門的知識の修得を目指します。広範な専門分野の講義は英語の文献・資料に基づいて行われるので英文資料の読解・分析力が養われます。現地調査を必要とする研究領域のためには現地での英語コミュニケーション能力醸成が必要となります。

【教育方法】

演習科目を通じておこなわれる研究指導はそれぞれの学生に合わせた指導が行われます。(英語で修士論文作成を希望するものには英語論文の書き方の指導をうけます)修士論文のテーマ、文献資料の収集、現地調査の方法等を学び、次に文献資料の読解と整理・分析の方法および論文の書き方を学びます。2年次の秋には中間発表会があり、そこで作成中の修士論文の構成・内容について他の院生、教員から指摘、助言を受けて、最終的な修士論文の完成を目指します。

【教育評価】

講義・特講科目においては、予習・復習の実践度、レポート等の提出物、質疑応答・積極的な討論など授業参加に対する熱意などによって評価します。修士論文の評価は、先行研究の提示と問題点抽出の有無、資料(史料)の収集度やその読解・分析力、論理的思考・表現力および新知見の提示などを評価基準として、主査1名、副査2名が行います。

(3) 入学者受け入れの方針 (A P)

アメリカ、イギリス、その他の広域英語圏の言語と文化を、幅広い視野から探求・研究する人材の育成が、本研究科の主要な目的です。そのために以下のような学生を求めます。

- ①学部教育において十分に英語を習得し、さらに研究対象地域の文化・歴史等の基礎的な知識を有する人
- ②将来の学位の取得を目指し研究者として自立する意欲のある人
- ③高度な英語力と専門的知識をもって、教育者としてあるいは国際的な職業人として社会に貢献する意欲のある人

2. 博士後期課程

(1) 学位授与の方針 (D P)

博士後期課程では、博士の学位請求論文の完成を目指します。論文提出には、次のことを満たしていなければなりません。

- i) 博士後期課程に3年在籍し、学則に定められた科目を修得し、博士候補者試験（外国語能力検定試験）に合格すること。
- ii) 査読付き論文1編を含む最低3本の学術論文を執筆・公開していること。
提出された学位請求論文は、主査1名、副査3名（外部審査委員1名含む）による予備審査、本審査（口述試験）を経て、博士（文学）の学位が授与されます。
学位論文をその集大成として、博士後期課程で修得することが求められるのは、次に挙げる知識や能力です。
 - i) 英語圏文化に関する幅広く深い専門知識。
 - ii) 英語圏文化研究において問題の発見と解決に必要な情報の収集・分析・論理的な考察をおこなう能力。
 - iii) 英語圏文化研究分野の独自のテーマについて新規性、発展性のある知見を発表し、社会に貢献する能力。
 - iv) 高度な専門性を要求される職業を担う者としての見識、倫理観および責任感を身につけること。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (C P)

【教育内容】

英語圏文化専攻博士後期課程では、特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その「研究指導」の履修を必修とします。

【教育方法】

重要な課題である博士学位請求論文の執筆のために研究指導教員によるそれぞれの学生の研究内容、進捗状況にしたがって個別指導が行われます。前期課程修了基準である高度の英語力と専門領域における学識および問題発見能力・文献資料の収集・収集された資料等の整理・解説・分析能力および論文作成能力について確認が行われます。次に関連文献資料の精査・分析をおこなうなかで、学位請求論文執筆のための理論、分析された資料が検討されますが、テーマ、理論、資料等には独創性が求められます。3年目になれば学位請求論文のテーマ・構成もかたまり、一定限の進捗も予想され、学位請求論文の一部として学会発表あるいは査読付き論文の出版が求められます。（勿論、3年満期で論文の提出も不可能ではありません）3年満期の後5年の研究員期間が保障されており（最長8年間のうちに）学位請求論文を提出することになります。

【教育評価】

学会での口頭発表、学会誌・機関誌への投稿など、自立した研究者として活動できること、およびより高度な専門的職業に従事するために必要な専門分野の能力を身につけていることが評価の基準となります。

(3) 入学者受け入れの方針 (A P)

英語圏文化専攻後期課程では、以下のような人を求めます。

- ①英語圏文化に関連するテーマで修士論文を作成し、修士の学位を取得している人。
- ②アメリカ、イギリス、およびアジア太平洋地域の英語圏の文化を幅広い視野から深く探求し、博士論文を作成し、博士の学位を取得する意欲のある人。
- ③高度な英語力と専門的知識をもって教育者、研究者として、あるいは国際的な職業人として社会に貢献する意欲のある人。

IV. 日本文化専攻

1. 博士前期課程

(1) 学位授与の方針 (D P)

日本文化専攻博士前期課程では、愛知学院大学大学院学則に定められた、修了に必要な36単位を修得し、かつ修士論文の作成に対する研究指導を受け、修士論文の審査に合格した者に、修士（文学）の学位を授与します。

修士論文は、当該分野の研究史を踏まえたうえで独創的な内容を持つものであることを必要とします。修士論文は、提出後に、主査1名、副査2名による口述試験によって審査を受けます。

学位規則以外に、課程在学中は、院生自らの主体的な研究活動が要請されます。学位授与に際しては、以下の点も考慮されます。

- ①日本文化について幅広い関心を有し、深い知見を得ようと努力できること。その過程を通し、独自の問題設定を行い、その問題を解く作業を進める力を得ること。
- ②上記の活動を通じて得られた高度な知見、および自身の能力を、積極的に社会に発信・還元する姿勢を持てること。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (C P)

【教育内容】

日本文化専攻博士前期課程では、日本文化を多角的、総合的に捉えるため、①日本語日本文学研究、②日本文化交流研究、③各種領域研究の3分野から科目を構成しています。①については、日本古典文学、比較文学、日本語音声学、日本語表現論、②については、東洋美術、③については、仏教文化、社会学、日本民俗学、日本思想史などの科目が用意されています。

前期課程在籍者は、このうちから講義24単位以上、演習8単位、特講相当科目4単位を取得することになっています。なお他専攻の講義により、講義24単位中の上限8単位を取得することも可能です。

【教育方法】

上記の講義の履修を通じ、日本文化の諸問題について総合的な把握を行うとともに、演習8単位においては修士論文作成のための指導を受けることとなります。

【教育評価】

講義・特講科目においては、予習・復習の実践度、レポート等の提出物、質疑応答・積極的な討論など授業参加に対する熱意などによって評価します。修士論文の評価は、先行研究の提示と問題点抽出の有無、資料(史料)の収集度やその読解・分析力、論理的思考・表現力および新知見の提示などを評価基準として、主査1名・副査2名が行います。

(3) 入学者受け入れの方針 (A P)

日本文化専攻前期課程では、入学者受け入れ方針を以下のように定めます。

- ①学部教育において、一般教養と日本文化に関する基礎的な知識を習得している人。
- ②修士論文に関して明確な課題を持ち、かつ日本文化の多面的かつ深い学習に意欲を有する人。

2. 博士後期課程

(1) 学位授与の方針 (D P)

日本文化専攻博士後期課程では、愛知学院大学大学院学則に定められた特修科目1科目を修得し、5年〔修士課程(博士前期課程)を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む〕以上在学した上で、指導教授による論文作成の研究指導を受けた者が、課程博士論文を提出できます。課程博士論文提出後、主査1名、副査2名、外部審査員1名から構成される審査委員会により、口述試験を含む厳密な審査を経て、課程博士の学位を授与します。課程博士論文の審査に際しては、査読のある専門誌に掲載された論文1本を含む、最低3本からなる学術論文を執筆・公開していることを必要とします。課程博士号は博士後期入学後8年以内であれば取得できます。

以上の博士学位取得の課程においては、「専門研究者としてオリジナルな問題を発見し、その解決を図れる能力」「必要な資料・文献・データを適切に収集、分析し、研究論文を作成できる能力」「高度専門職業人として活躍できる能力・倫理・責任感」を身に付けることが求められます。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (C P)

【教育内容】

日本文化専攻博士後期課程では、日本文学研究、東洋文化研究、日本語研究、社会学研究といった科目が用意され、後期課程在籍者はこのうち1科目の専修科目を選び、研究指導を受けることとなります。

【教育方法】

研究指導では、学会発表や学術論文作成のための指導を行いますが、その活動を積み重ね、最終的に課程博士論文の作成の指導を行います。

【教育評価】

博士後期課程にある院生には、学位規則以外に、知的探求心に基づく主体的な研究活動が要請されます。学位授与に際しては、以下の点も考慮されます。

- ①日本文化に関する高度な知識と幅広い教養を持ち、これを活用して、専門分野の研究を、独創的な視点から発展させる力を有すること。
- ②日本文化研究に関して培った能力を、教育・研究分野における専門的な職業人として社会に発信・還元できる人材であること。

(3) 入学者受け入れの方針 (A P)

日本文化専攻後期課程では、入学者受け入れ方針を以下のように定めます。

- ①日本文化をテーマとする修士論文を作成し、修士の学位を取得している人。
- ②修士論文作成に要した知見と能力をもとに、さらに高度な研究業績を上げることが見込まれる人。
- ③研究業績の蓄積とともに、研究者として自立的に活動し、当該分野の学界への貢献が見込まれる人。

心身科学研究科

心理学専攻

(1) 博士前期課程

学位授与の方針 (D P)

以下の要件を満たした者に学位(修士)を授与します。

博士前期課程では、特修科目のなかから1科目を専修科目とし、修士論文は専修科目によって作成してもらいます。計36単位以上を修得することが、学位授与の要件です。修士論文については、各専門分野において、研究テーマ、情報収集、研究方法、倫理的配慮の適切性、論旨の妥当性などの審査基準を設けています。

これらの学修を通じて、「心理学に関する専門的で幅広く深い知識と技術」、「専門分野における研究者としての研究遂行能力」、「高度な専門性を要求される高度専門職業人としての能力、倫理、責任感」を身につけることが求められます。

教育課程編成・実施の方針 (C P)

(教育内容)

心理学基礎コースにおいては、心理学特修科目、心理学研究基幹科目、心身科学総論・特論、心理学特殊研究、研究支援科目、公認心理師・臨床心理士養成コースにおいては、心理学特修科目、臨床心理学基幹科目、臨床心理学特論、心身科学総論・特論、研究支援科目からなる教育課程を編成しています。

(教育方法)

選択した専修科目に基づいた基礎的な知識を身につけた後に専門的な知識、研究能力を身につけます。その過程を通じて専門分野における研究者としての研究遂行能力を身につけた人材、教育、福祉、産業、司法、医療現場等で役立つ高度専門職業人として活躍できる能力を身につけた人材を育成します。

(教育評価)

選択した専修科目に基づいた基礎的知識、専門的知識、研究能力を評価します。修士論文の審査は、主査1名、副査2名が学位論文審査基準により行います。

入学者受け入れの方針 (A P)

心理学専攻博士前期課程では、本専攻の教育課程を修めるために十分な学力を備え、心理学の学修に強い意欲をもつ人、入学後に本専攻のディプロマポリシーに示す能力を身につけられる人を求めます。以上の要件を満たした上で、1) 心理学の研究者を目指す人、2) 教育、産業、福祉、司法、医療現場等で役立つ公認心理師・臨床心理士を目指す人、を求めています。

(2) 博士後期課程

学位授与の方針 (D P)

以下の要件を満たした者に学位(博士)を授与します。

博士後期課程では博士の学位請求論文の完成を目指します。そこでは、博士前期課程での審査基準に加えて、当該学問分野における研究の発展性も審査基準となります。

博士後期課程で身につけることが求められるのは、「心理学研究者として問題の発見、解決に従事できる能力」、「実証研究に必要な資料、文献、データを適切に収集、分析、解釈し、研究論文を作成する能力」、「高度な専門職業人として活躍するに足る知識、能力」です。

教育課程編成・実施の方針 (C P)

(教育内容)

博士後期課程では、特定の専門領域において高度で専門的な研究を行うため、研究指導を各学年4単位、3年間で12単位必修としています。

(教育方法)

1年目に研究を進めるのに必須の基本的な知識と能力を養い、テーマを設定します。2年目にそのテーマに沿った具体的な文献研究、調査、実験、分析を実施し、3年目に博士論文として完成させることを目指します。これらの学修を通じて、先端的領域の研究者、あるいは高度な専門職業人へのステップを確実に上がっていくことのできる人材を育成します。

(教育評価)

先端領域の研究者、高度な専門職業人としての能力を多面的に評価します。博士論文の審査は、主査1名と、外部1名を含めた複数の副査が学位論文審査基準により行います。

入学者受け入れの方針 (A P)

心理学専攻博士後期課程では、心理学を通じて社会に貢献し、現実問題に対してその解決に真摯に向き合える人であり、心理学研究者や専門職業人を志す人を求めています。

入学のために求められるのは、人のこころに対する強い探求心、心理学についての専門的知識、専門的な文献の読解力、自らの考えや意見を口頭や文章で明瞭、かつ積極的に発信できる能力です。

以上の要件を満たした上で、1) 心理学の研究者として新たな地平を切り開こうとする人、2) 教育、産業、福祉、司法、医療現場等での未解決の課題に取り組み、新たな臨床心理学的研究の地平を切り開こうとする人、を求めています。

健康科学専攻

(1) 博士前期課程

学位授与の方針 (D P)

以下の要件を満たした者に学位(修士)を授与します。

- i) 所定の34単位以上(心身科学総論は必須科目、健康科学研究科目のなかから1科目を専修科目とする)を取得した上で、修士論文の審査に合格すること。
- ii) 健康科学の諸領域における研究テーマについて、その解決のために必要な情報収集および論理的な考察を行う能力をもつこと。
- iii) 高度な専門性を要求される職業を担うことができる知識、能力、倫理、責任感を身につけていること。

教育課程編成・実施の方針 (C P)

(教育内容)

健康科学を多角的、総合的に捉えるため(1)健康スポーツ科学領域、(2)健康教育学領域、(3)精神健康科学領域、(4)生命健康科学領域、(5)言語聴覚科学領域、(6)健康栄養科学領域の6つの領域から科目を構成しています。

(教育方法)

上記6つの領域の演習、講義、実習を通して基礎的な研究能力を取得するとともに高度な専門性を要求される職業に必要な実践能力、倫理性を身につけます。研究中間報告会、研究報告会において研究に必要な発表と討論の能力を身につけます。

(教育評価)

それぞれの領域の担当教員が、学生の積極性、論理性、専門知識および実践能力を評価します。修士論文の審査は、主査1名・副査2名が学位論文審査基準により行います。

入学者受け入れの方針 (A P)

健康科学専攻博士前期課程では、本専攻の教育課程を修めるために十分な学力を備え、健康科学の学修に強い意欲をもつ人、入学後に本専攻のディプロマポリシーに示す能力を身につけられる人を求めます。以上の要件を満たした上で、1)健康科学の研究者を目指す人、2)健康スポーツ科学、健康教育学、言語聴覚科学、栄養学をはじめとする健康科学の諸領域においてリーダーとして活躍できる人、3)保健体育教員専修免許、養護教諭専修免許、栄養専修免許を目指す人、を求めています。

求められる入学前の学習歴、学力水準、能力は次である

1. 専攻に書かれた学生像に合致するする課程を4年制大学で修了している人
2. 指定された専修学校の専門課程を修了し4年制大学と同等の学力を有すると認められる人で、かつ専攻に書かれた学生像に合致する資格をもつ人

(2) 博士後期課程

学位授与の方針 (D P)

以下の要件を満たした者に学位(博士)を授与します。

- i) 博士後期課程に3年在籍し、博士候補者試験(外国語能力検定試験)に合格した者で、専攻

- 分野における博士論文の審査に合格すること。
- ii) 健康科学研究において、独自のテーマについて新規性、発展性のある知見を発表することにより社会に貢献する能力をもつこと。
 - iii) 高度な専門性を要求される職業を担うことができる知識、能力、倫理、責任感を身につけていること。

教育課程編成・実施の方針（C P）

（教育内容）

健康増進科学研究あるいは言語遺伝情報研究の分野において、とりわけ高度な専門性を要求される分野における研究者に必要な実習および講義で構成されています。

（教育方法）

指導教員および関連領域の教員による研究指導を行います。研究中間報告会、研究報告会において研究に必要な発表と討論の能力を身につけます。研究成果を専門学会および学術専門誌に公開できるよう指導します。

（教育評価）

それぞれの担当教員が、学生の研究者としての能力を評価します。博士論文の審査は、主査1名と、外部1名を含めた複数の副査が学位論文審査基準により行います。

入学者受け入れの方針（A P）

健康科学専攻博士後期課程では、健康科学の研究者、指導者を目指す人を求めています。健康科学分野、あるいは関連する分野の修士号を取得し、当該分野における研究者あるいは指導者となるのに十分な資質と意欲をもつ人、を求めています。

入学のために求められるのは、人の健康に必要な運動、栄養、精神に対する強い探求心、教育者を志す意志、医療福祉についての専門的知識、専門的な文献の読解力、自らの考えや意見を口頭や文章で明瞭、かつ積極的に発信できる能力です。

商学研究科

1. 学位授与の方針（D P）

愛知学院大学大学院商学研究科の人材育成目的は、本学の建学の精神である「行学一体」「報恩感謝」の精神に則り、ビジネスの実践的な研究を通じて、税理士などの最先端ビジネス・エキスパートの育成およびビジネス・パーソンのリカレント教育に努めることです。

高い倫理性と豊かな人間性を持ち、ビジネスに関する高度な専門知識を身につけ、ビジネス・エキスパート、研究者、教育者として社会に主体的に貢献する人を養成します。

以上を踏まえたうえで、各課程においてつぎの学位授与基準を設けています。

博士前期課程（修士課程）：

本研究科所定の課程を経て学位論文を提出した者で、広い視野に立って精深な学識を修め、かつ、商学に関する研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有すると判定された者に修士号を授与します。

博士後期課程：

本研究科所定の課程を経て学位論文を提出した者で、商学分野において新知識を提示し、かつ、研究者として自立した研究活動またはその他の著しく高度の専門的業務に従事しうる能力およびその基礎となる豊かな学識を有すると判定された者に博士号を授与します。

2. 教育課程編成・実施の方針（C P）

愛知学院大学大学院商学研究科は、各課程においてつぎの教育課程編成・実施方針を掲げます。

博士前期課程（修士課程）：

学生が広い視野に立って基礎的な研究能力と高度な専門的職業能力を修得できるように、7つの専門分野を設定しています。すなわち、流通・マーケティング、金融、国際ビジネス、会計学、租税法、経営学、経済学です。7つの分野において講義科目を設置し、さらに、それらのうち、流通・マーケティング、金融、国際ビジネス、会計学、租税法においては、演習科目を設置しています。

加えて、専攻分野ごとに、外国語文献の読解能力を修得することを目的とした外国文献研究科目と、主に実務能力を修得することを目的とした特殊講義を設置しています。

博士後期課程：

商学に関する様々な分野において研究指導を設定し、指導担当教授による個別の指導により、大学院生が学位論文作成と学位取得を達成できるように支援しています。また、幅広い学識を得てもらうために、同分野に関する講義科目も設置しています。

3. 入学者受け入れの方針（A P）

博士前期課程（修士課程）：

商学研究科は、本学の建学の理念、本研究科の教育方針を理解し、つぎの目的意識を持つ人を求めます。

- ①商学専攻分野における基礎的な研究能力を修得したい人
- ②公認会計士・税理士・租税や財務に携わる公務員といった職業会計人を目指す人
- ③高い問題解決能力の獲得を目指すビジネス・パーソン

また、入学前に修得しておくべき知識の内容と水準は、以下の通りです。

- ①商学分野の学修に必要な学士課程水準の知識・理解力・技能を有していること。
- ②希望する専修科目分野について、論理的に考察し、自らの考えを、他者が理解可能なように表現することができること。
- ③主体的に高度な専門的知識や職業上の新しい知識を修得することを目指し、専門知識をもって社会に貢献する意欲を有していること。

博士後期課程：

商学研究科は、本学の建学の理念、本研究科の教育方針を理解し、つぎの目的意識を持つ人を求めます。

- ①商学専攻分野における自立した研究者を目指す人
- ②著しく高度な専門的業務に従事することを旨とするビジネス・パーソン
また、入学前に修得しておくべき知識の内容と水準は、以下の通りです。
- ①希望する専修科目分野について、研究活動を進めるのに必要な知識・理解力・技能を有していること。
- ②希望する専修科目分野について、論理的に考察し、自らの考えを、他者が理解可能なように表現することができること。
- ③優れた修士論文もしくはそれに準ずる課題を作成していること。
- ④英語の読解や論述について基礎的な能力を有していること。
- ⑤主体的に高度な専門的学術研究を行い、研究活動を通じて社会に貢献する意欲を有していること。

経営学研究科

(1) 博士前期課程

修了認定と学位授与の方針 (D P)

経営分野の研究者または高度専門職業人に求められる以下の能力を適切に評価して、総合的な人間力を身につけていると判定した人に修士の学位を授与します。

- ①経営に関する高度で専門的な知識・技能を修得している。
- ②文献・資料・データの収集力・分析力など、基礎的な研究能力を修得している。
- ③企業等の経営の現場において、課題を発見し、情報を収集して、論理的に分析・思考し、解決することができる能力を修得している。

教育課程編成・実施の方針 (C P)

修了判定・学位授与の方針に掲げた目標を達成するために、以下のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

【教育内容】

- ①基礎科目群を核として、その周辺に応用科目群を配置し、経営学を体系的に修得する。
- ②演習(ゼミ)及び関連科目(講義・文献研究)によって専門性を深め、基礎的な研究能力を修得する。
- ③経営実践科目群により、企業等の課題を解決できる問題解決能力を修得する。

【教育方法】

- ①指導教員を中心とする複数の教員が多角的な視点から研究指導する。
- ②修士論文の作成については、複数回の中間報告会を実施し、計画的に進めるよう指導する。
- ③実務家等を講師とする実践的な授業科目により、企業等の経営への応用力を高める。

【評価】

到達目標に応じた学修成果を複数の教員が多面的に評価する。

入学者受入れの方針 (A P)

日本人か外国人かを問わず、修了判定・学位授与の方針及び教育課程編成の方針に定める教育を受けるのにふさわしい、以下に掲げる人を受け入れます。

- ①経営学または関連諸領域の基礎的な知識を十分修得し、さらに高度なレベルに向かって高い学習意欲を有する人
- ②企業、その他の組織の経営者・管理者として、経営実践の最前線で活躍したいと考えている人
- ③税理士・会計士、経営コンサルタントといった専門職(プロフェッション)に強い関心のある人

(2) 博士後期課程

修了認定と学位授与の方針 (D P)

経営分野の研究者に求められる以下の能力を適切に評価して、総合的な人間力を身につけていると判定した人に博士の学位を授与します。

- ①経営に関する高度で専門的な知識・技能と研究能力を修得している。
- ②独自性に富む研究成果を生み出し、さらにそれを継続的に深化・発展させることができる。

教育課程編成・実施の方針 (C P)

修了判定・学位授与の方針に掲げた目標を達成するために、以下のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

【教育内容】

研究活動を通じて、研究者として自立できる研究能力を修得する。

【教育方法】

- ①指導教員によるきめ細かい研究指導と関連領域の教員との研究交流により研究能力を高める。
- ②研究成果を学会や専門誌にて公表できるように指導する。
- ③事前審査、事前報告会、予備審査、本審査等、多くの段階を経て、博士論文のブラッシュアップを図る。

【評価】

到達目標に応じた学修成果を複数の教員が多面的に評価する。

入学者受入れの方針（A P）

日本人か外国人かを問わず、修了判定・学位授与の方針及び教育課程編成の方針に定める教育を受けるのにふさわしい、以下に掲げる人を受け入れます。

1. 研究者として自立できる高度な研究能力を身に付けたいと考えている人
2. 大学等の研究機関や企業において継続的に研究活動に従事することを強く希望する人
また、入学にあたり、以下の能力を必要とします。
 1. 経営に関する専門的な知識・技能を修得している。
 2. 文献・資料・データの収集力・分析力など、基礎的な研究能力を修得している。

経済学研究科

修士課程

学位授与の方針（D P）

経済学研究科修士課程では、次の要件を満していると判断された場合、修士（経済学）の学位を授与する。

1. 「短期履修コース」では1年、「標準履修コース」では2年、「長期履修コース」では3年在籍し、所定の32単位以上（講義科目24単位以上、研究演習8単位）を取得した上で、修士論文または課題探求報告書の審査に合格すること。
2. 以下の知識および能力を修得していること。
 - （1）経済学および租税法についての基礎的・専門的な知識
 - （2）文献・資料・データの収集力、統計的処理能力、数理的解析能力
 - （3）民間企業または公的機関などの現場において、蓄積された経験または知識を応用・実践する能力

教育課程編成・実施の方針（C P）

1. 経済学研究科では、対外的には経済のグローバル化の進展、市場経済の世界的浸透、対内的には少子高齢社会の到来によって複雑化する経済社会の諸問題について、「理論・実証」、「歴史・思想史」、「応用・政策」および「法・行政」を軸として学修する。

（1）「理論・実証科目」

経済学の基礎理論を通して経済学の考え方、統計的手法、数理的解析手法など、経済学の分析手法を修得する。

（2）「歴史・思想史科目」

経済社会の諸問題は経済史や経済思想史といった学術的成果からその解決策が導かれることも少なくない。過去の経済政策や経済運営について歴史的に考察し、政策選択の可能性を広げるための視点を培う。

（3）「応用・政策科目」

①経済のグローバル化と地域経済の変容、②少子高齢化と労働・社会保障、③金融・財政システム、④環境・食料およびエネルギーなど、現代の日本経済が抱える諸問題を分析するための基礎的・専門的な知識を修得する。

（4）「法・行政科目」

税理士および公認会計士を志望する人並びに専門試験を課す公務員を志望する人が、効率的かつ実践的に関連科目を修得できるように配慮している。

2. 社会人のために夜間開講科目を設置する。社会人は研究の進捗の程度によって「短期履修コース」、「標準履修コース」、「長期履修コース」を選択でき、また修士論文に代えて課題探求報告書によって修士の学位を取得できる。
3. 修士論文および課題探求報告書については、指導教員、副指導教員が指導を行う。同論文および同報告書の提出者は、「修士論文報告会」での報告を行い、その内容について審査を受ける。

入学者受け入れの方針（A P）

愛知学院大学大学院経済学研究科は、本学の建学の理念、本研究科の教育課程の考え方および特色を理解し、以下の目的意識を持つ人を求める。

1. 経済学の分野における基礎的な知識を持ち、さらに高度な研究能力を修得する意欲を有し、経済分析のエキスパートを目指す人
2. 経済学的手法による問題の発見と問題解決能力を身につけ、民間企業における計画・立案などの戦略的部門を担う企業人を目指す人
3. 国、地方公共団体、その他公的機関において政策立案に参画できる公務員を目指す人
4. 経済学および法学的学識を持つ税理士、公認会計士といった専門的職業人を目指す人

法学研究科

(1) 博士前期課程

学位授与の方針 (D P)

次のような能力、学識、教養を備えた学生に学位を授与します。

- ①法学・政治学を体系的に理解し、事実を客観的に捉えて論理的に思考する能力。
- ②法学・政治学における問題を発見し、その解決のために情報を収集する能力。
- ③(各自の将来的進路に応じて)研究者・大学教員に向けての法学・政治学における専門的な学識・教養、企業や官庁などの各分野で専門職業人として活躍できる法学・政治学的学識・教養、「法律家としての税理士」たりうる法学的学識・教養。
- ④根拠を示しながら相手を説得し、また相手の主張を十分に理解・評価し、相互の尊重に基づく討論を行いながら自己の主張を発展させていく能力。
- ⑤学位論文(修士)審査基準を充たす論文を作成する能力。

教育課程編成・実施の方針 (C P)

以上のようなディプロマ・ポリシーに則り、学位授与にふさわしい学生を育成するために、次のようなカリキュラム・ポリシーの下で教育を行います。

- ①法学・政治学を体系的に学修することのできる多様な授業科目を用意します。
- ②2年間に専修科目の講義4単位、演習8単位、それ以外の講義科目20単位以上の単位を修得し、修士論文を作成して合格することを修了要件とします。
- ③学生それぞれの所属する演習の指導教員が担当する講義・演習を専修科目とします。演習においては、専門知識の修得のみならず、指導教員や他の学生との相互の尊重に基づく学問的な討論を通じて自己の問題意識と論理的思考能力を磨き、修士論文を作成しうるだけの能力を育成します。
- ④専修科目以外の講義科目は、それぞれの学生が、自己の目標に応じて専門科目、関連専門科目、高度教養科目として位置づけることによって、学生の目標に応じた履修・勉学ができるように配慮します。
- ⑤租税法科目については、租税法を専修とする学生が主に税理士志望であることを考慮し、専修科目として租税法研究(I、II、III、IV)、また特殊講義として、特殊講義(I)(所得税法)、同(II)(法人税法)、同(III)(国際租税法)、同(IV)(消費税法)、同(V)(相続税法)を用意し、充実した租税法を学修できるように配慮します。

入学者受け入れの方針 (A P)

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則り、次のような能力・資質を備えた人を受け入れ、教育研究支援を行います。

- ①研究者・大学教員を目指して、複雑化した現代社会の諸問題に積極的に取り組む意欲があり、そのための基礎的な知識を有し、かつ論理的に思考した結果導かれた自己の見解を表現する能力を備えた人。
- ②研究的手法による問題の発見と解決能力を身につけた主体的な公務員・企業人を目指して積極的に法学・政治学に取り組む意欲があり、そのための基礎的な知識を有し、かつ論理的に思考した結果導かれた自己の見解を表現する能力を備えた人。
- ③博士前期課程修了者にふさわしい十分な法学的素養を備えた「法律家としての税理士」を目指して積極的に法学・政治学に取り組む意欲があり、そのための基礎的な知識を有し、かつ論理的に思考した結果導かれた自己の見解を表現する能力を備えた人。

(2) 博士後期課程

学位授与の方針 (D P)

法学・政治学の発展に寄与できる極めて専門的かつ高度な知識、論理的思考能力、問題発見・情報収集能力、及び相互の尊重に基づく討論能力を備え、学位論文(博士)審査基準を充たす論文を完成させる力量を示した学生に学位を授与します。

教育課程編成・実施の方針 (C P)

以上のようなディプロマ・ポリシーに則り、学位授与にふさわしい学生を育成するために、次のようなカリキュラム・ポリシーの下で教育を行います。

- ①指導教員が専修科目において、学生の専修する学問分野の発展に寄与できる極めて専門的かつ

高度な知識、論理的思考能力、問題発見・情報収集能力、及び相互の尊重に基づく討論能力の育成に努め、学生がその成果を博士論文として結実させるべく、研究指導を行います。

- ②選択科目として「民法研究特講（講義）」及び「憲法研究特講（講義）」を設け、法学・政治学のどの分野を専修科目にしても基礎的学識として重要な憲法・民法について、より高度な学修ができるように配慮します。

入学者受け入れの方針（A P）

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則り、研究者・大学教員、公務員・企業人、税理士などとして複雑化した現代社会の諸問題に積極的に取り組み研究することを通じて法学・政治学の発展に寄与する意欲があり、そのために必要な専門的かつ体系的な知見を有し、かつ事実を把握し論理的に展開することで自己の見解を構築し提示する能力を備えた人を受け入れ、教育研究支援を行います。

総合政策研究科

学位授与の方針（D P）

博士前期課程では、以下の項目を達成することで、修士（総合政策）の学位を授与します。

《学際性》学際的な関心を自らの研究分野に取り込み、関連研究分野への学際的知見を広げている

《公開性》関連研究状況調査を踏まえ、研究進捗状況の公表を行っている

《修士論文の作成》「総合政策研究科学位論文審査基準」（別紙）を満たした、総合的展望に立った修士論文を作成、完成させている

《課題研究の作成》課題研究コースでは実務的課題解決を志向した研究成果をまとめている

《課題解決力》関連分野の特定の項目について具体的な企画・政策を提言できている

博士後期課程では、以下の項目を達成することで、博士（総合政策）の学位を授与します。

《学際性》関連研究分野への学際的知見と専門研究領域の知見を十分に総合させている

《公開性》研究成果を査読のある専門誌に公表している

《博士論文の作成》「総合政策研究科学位論文審査基準」（別紙）を満たした、総合的展望・専門性のいずれにおいても高い見識の備わった博士論文を作成、完成させている

《課題解決力》総合的な視点から具体的な企画・政策を提言できている

教育課程編成・実施の方針（C P）

博士前期課程では、修了認定と学位授与の方針（D P）に掲げた目標を達成するために、以下のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

【内容】

(1) 学際的な関心を喚起するために、研究基礎科目を置きます。

(ア) 「総合政策概論」は、研究科に在籍するほぼ全教員の研究概要を受講します。専門分野以外のディシプリンに関する知見を広げ、自らの分野と他分野の知見との融合の可能性、及び現在の課題を知ることで、学際性について学生自らが常に考える機会とすることを目的とします。

(イ) 「人間科学基礎論」は、人間科学における基礎的課題に関する知見を得るとともに、《より良い生き方のための企画・政策提言》を行えるようになるための現在の問題に関する知見を教授することを目的とします。「人間生活」を研究のコアとする主な現在の課題には、情報化・高齢化社会を迎え、生涯にわたり学習が可能となった時代にふさわしい健康的な生き方の特定が挙げられ、それについて、人間心理と生活・文化、そしてそれらを取り巻くメディア環境から考えていきます。

(ウ) 「社会システム基礎論」は、社会システムにおける基礎的課題に関する知見を得るとともに、《より良い社会システムへの政策提言》を行えるようになるための現在の問題に関する知見を教授することを目的とします。「社会生活」を研究のコアとする、ダイナミックな社会変化の中での現在の課題には、経済や環境政策、福祉政策や社会保障政策、グローバル化する世界の国際問題、そしてIT社会を見据えた情報化政策などが挙げられます。

(2) 講義科目としての「研究科目」においては、具体的な政策・企画の立案・提言をするうえで必要な専門的知見を深く学びます。

(3) 演習科目としての「研究発展科目（専攻科目）」においては、独創性を備えた政策の立案・提言を目的とした、具体的な現実の問題を深く調査・研究・実践し、修士論文作成に備えます。

(4) 「キャリア支援科目」は、修了後のキャリア形成を手助けします。

(5) 「研究支援科目」は、「研究発展科目」において深く調査・研究・実践した問題を、実際に論文形式で展開するにあたっての具体的諸問題を解決するために置かれています。

(6) 「特別研究科目」においては、特定の課題を定め、その課題に向けての総合的問題解決のための具体的方策を検討します。

【方法】

(7) 研究基礎科目の「総合政策概論」は、テーマ上の関連性を考慮しつつ、ほぼ全教員によるオムニバス形式の授業を展開することで、学生の研究が学際性を獲得する契機を成すように工夫しています。

(8) 研究基礎科目の「人間科学基礎論」、「社会システム基礎論」は、それぞれの領域を専門分野とする教員の専門性を活かした研究内容を機能的に接続させることで、より包括的な知見を得られるように工夫しています。

(9) 研究科教員全員が出席する場での中間報告を定期的に行うことで、学生の総合性への視野獲得を促すとともに、修士論文のための研究の進捗状況を研究科全体で確認しています。

【評価】

(10) 科目の性質に応じた、様々な学修成果の評価方法を適用しています。学期末に行う試験やレポート課題だけでなく、授業内での小課題やリアクションペーパーなどで理解度や達成度を評価します。

博士後期課程では、修了認定と学位授与の方針（D P）に掲げた目標を達成するために、以下のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

【内容】

(1) 自立した政策研究活動が行うための指導を行います。

(2) 総合性を担保するために、講義科目「人間科学特論」・「社会システム特論」の修得を義務付けます。

【方法】

(3) 研究科担当全教員が出席する場での中間報告を学生に義務付けることで、博士論文作成のための研究進捗状況を研究科全体で確認します。

(4) 博士論文審査には予備審査と本審査を設定して、十分な検討の機会を確保します。

(5) 研究成果の専門誌での公表へ向けた個別指導を行います。

【評価】

(6) 学修及び研究成果を複数の関連教員により多角的に評価します。

入学者受入れの方針（A P）

博士前期課程では、修了判定・学位授与の方針（D P）及び教育課程編成の方針（C P）に定める教育を受けるために必要な、以下に掲げる目的意識や意欲、資質、能力を身につけていることを求めます。

(1) 人間心理・人間生活・文化をとりまく環境がどうあるべきかを研究し、より高度な企画・政策提言を習得しようとしている

(2) 社会のダイナミックな変化の中での経済・環境政策、社会政策、国際政策、情報化政策を研究し、より良い社会システムへの政策提言を習得しようとしている

(3) 総合政策学部の学位授与方針に掲げる要件を充足している

博士後期課程では、修了判定・学位授与の方針（D P）及び教育課程編成の方針（C P）に定める教育を受けるために必要な、以下に掲げる目的意識や意欲、資質、能力を身につけていることを求めます。

(1) 人間の心理・生活・文化に掛かる政策課題について、あるいは、社会の経済・環境・国内・国際・情報化の政策課題について、高度な企画・提言を行える自立した研究者を目指している

(2) 博士前期課程の学位授与方針に掲げる要件を充足している

薬学研究科

学位授与の方針（ディプロマポリシー、DP）

本研究科の人材の養成・教育研究上の目的に沿って設定された授業科目を履修して所定の単位（30単位以上）を修得するとともに、薬学及び医療薬学領域の研究に基づく博士論文を作成してその審査に合格し、次のような能力を身につけた学生に対して博士（薬学）の学位を授与します。

1. 薬学・医療薬学研究を自立して遂行する能力を身につけていること。
2. 幅広く高度な薬学専門性をもち、様々な問題に対して柔軟に対応する能力を身につけていること。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー、CP）

専門科目、特別演習、特別研究から成る教育課程により、薬学及び医療薬学領域全般における深い学識と高度な専門性を体系的に修得します。専門科目と特別演習では、医療分子薬学分野と医療機能薬学分野から、専門分野及びその関連領域の知識を幅広く修得します。特別研究では、指導教員のサポートの下で、学際的な学識を基盤とした独創的で先駆的な研究を展開します。

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー、AP）

薬学研究科医療薬学専攻が求める人材像は、次の通りである。

1. 薬学及び医療薬学に関する高度の専門知識・技能の修得と社会への還元に強い熱意を持ち、広い視野と飽くなき探究心、深い学識を備えた医療薬学研究者あるいは薬学研究者・薬剤師へ成長しようとする強い意欲のある者（学生及び社会人）。
2. 薬学及び医療薬学あるいは関連する領域における十分な基礎学力と、医療人に必要とされる倫理観、グローバルな研究領域に対応できる英語力を有している者（学生及び社会人）。

歯学研究科

修了認定・学位授与の方針（ディプローマ・ポリシー、DP）

歯学研究科は、大学の教育理念・目標を達成するために、大学院学生に豊かな人間性と高い倫理観を備えることを求め、以下の学習成果を修得し、専攻分野における新知見を提示して、将来、高度な研究活動または専門的業務に従事しうると判定された人に博士（歯学）の学位を授与します。

- ①専攻する領域についての深い学識とその応用力を身につけている。
- ②自立的な研究能力と共に、多領域の専門家と協同して研究を遂行できる基礎的学識を身につけている。
- ③患者を対象とする臨床研究に従事する者にとっては、専門領域における高い臨床能力と共に、倫理面にも配慮した臨床研究の遂行能力を身につけている。
- ④愛知学院大学の建学の精神を修得している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、CP）

歯学研究科では、本学の建学の精神「行学一体 報恩感謝」を深く理解したうえで、修了判定・学位授与の方針（DP）に掲げた目標を達成するために、以下のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

【教育内容】

- ①研究者として高度な専門的学術の理論と技術およびその応用能力を身につけ、それらを更に発展させるために必要とされる研究能力を培う。
- ②臨床歯科医として専門分野に関する高度の知識と技能を修得し、それらを更に発展させるために必要とされる研究能力に加えて、患者を対象とする高度の臨床研究を遂行しうる能力を培う。

【教育方法】

- ①専門分野について深い研究を行い得る研究者の養成に加え、優れた研究能力などを備えた医療系人材の養成が求められているという社会の実情を鑑み、相互の連携を保つように配慮された上記の2つの教育内容を、大学院学生に選択履修させる。
- ②体系的な教育を提供するという課程制大学院の趣旨を尊重し、コースワークの充実など、組織的な教育課程の編成と実施に努める。

【教育評価】

到達目標に応じた学修成果を多面的に評価する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー、AP）

歯学研究科は、優れた人材を公正かつ妥当な方法で選抜するという方針に基づき、修了認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）に定める教育を受けるのにふさわしい、以下に掲げる人を受け入れます（学部教育修了後、一定の社会経験を有し、その経験に基づいて入学を希望する社会人も受け入れます）。

- ①愛知学院大学の建学の精神を理解できる社会人として、広く世の各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献しようとする人。
- ②学部教育を通して修得した素養に基づいて、高度な専門的学術の理論とその応用を研究し、広い視野と深い専門分野への造詣を備えた研究者・医療人へと成長しようとする人。

愛知学院大学大学院 研究指導計画書

文学研究科

以下のスケジュールで大学院生が研究を遂行できるよう指導する。

宗教学仏教学専攻

(1) 博士前期課程

[1年次]

4月

指導教員からガイダンスを受ける。

所定の36単位について専修科目12単位（講義4単位、演習8単位）、専修以外の24単位（講義等）の履修計画を策定する。臨床宗教師養成コースは該当科目を選択する。

[2年次]

10月

修士論文中間報告会において、院生は研究経過報告を行う。報告会は公開とし、指導教員ならびに専攻の教員、院生も加わって質疑応答を行う。

11月

修士論文論題を提出する。

12月末

修士論文論題訂正期限。

1月末

修士論文提出期限。

2月

口頭試問を受け、取得単位数・口頭試問の結果にもとづいて専攻内で合否の判断を受ける。

(2) 博士後期課程

[1年次]

4月

必修である「研究指導」を受ける指導教員と研究のすすめかたを話し合い、宗教学仏教学特修科目のなかから専修科目1科目を選択する。

[2年次]

5・10月

博士候補者試験（外国語能力検定試験）のどちらかに合格できるようにする。

[3年次]

研究論文を作成して査読付き雑誌に投稿し、掲載が認められる。

11月

博士論文を作成し提出する。

12月

博士の予備審査報告、本審査の日程が文学研究科委員会で承認される。

2月

口頭試問を含む公開審査会に臨み、最終試験による博士本審査を受ける。
上記の結果にもとづいて合否の判断を受ける。

歴史学専攻

(1) 博士前期課程

[1年次]

4月

指導教員からガイダンスを受ける。

所定の36単位について専修科目12単位（講義4単位、演習8単位）、専修以外の24単位（講義等）の履修計画を策定する。

[2年次]

10月

修士論文中間報告会において、院生は研究経過報告を行う。報告会は公開とし、指導教員ならびに専攻の教員、院生も加わって質疑応答を行う。

11月

修士論文論題を提出する。

12月末

修士論文論題訂正期限。

1月末

修士論文提出期限。

2月

口頭試問を受け、取得単位数・口頭試問の結果にもとづいて専攻内で合否の判断を受ける。

(2) 博士後期課程

[1年次]

4月

必修である「研究指導」を受ける指導教員と研究のすすめかたを話し合い、歴史学特修科目のなかから専修科目1科目を選択する。

[2年次]

5・10月

博士候補者試験（外国語能力検定試験）のどちらかに合格できるようにする。

[3年次]

研究論文を作成して査読付き雑誌に投稿し、掲載が認められる。

11月

博士論文を作成し提出する。

12月

博士の予備審査報告、本審査の日程が文学研究科委員会で承認される。

2月

口頭試問を含む公開審査会に臨み、最終試験による博士本審査を受ける。
上記の結果にもとづいて合否の判断を受ける。

英語圏文化専攻

(1) 博士前期課程

[1年次]

4月

指導教員からガイダンスを受ける。

所定の36単位について専修科目12単位（講義4単位、演習8単位）、専修以外の24単位（講義等）の履修計画を策定する。

[2年次]

10月

修士論文中間報告会において、院生は研究経過報告を行う。報告会は公開とし、指導教員ならびに専攻の教員、院生も加わって質疑応答を行う。

11月

修士論文論題を提出する。

12月末

修士論文論題訂正期限。

1月末

修士論文提出期限。

2月

口頭試問を受け、取得単位数・口頭試問の結果にもとづいて専攻内で合否の判断を受ける。

(2) 博士後期課程

[1年次]

4月

必修である「研究指導」を受ける指導教員と研究のすすめかたを話し合い、英語圏文化特修科目のなかから専修科目1科目を選択する。

[2年次]

5・10月

博士候補者試験（外国語能力検定試験）のどちらかに合格できるようにする。

[3年次]

研究論文を作成して査読付き雑誌に投稿し、掲載が認められる。

11月

博士論文を作成し提出する。

12月

博士の予備審査報告、本審査の日程が文学研究科委員会で承認される。

2月

口頭試問を含む公開審査会に臨み、最終試験による博士本審査を受ける。

上記の結果にもとづいて合否の判断を受ける。

日本文化専攻

(1) 博士前期課程

[1年次]

4月

指導教員からガイダンスを受ける。

所定の36単位について専修科目12単位（講義4単位、演習8単位）、専修以外の24単位（講義等）の履修計画を策定する。

[2年次]

10月

修士論文中間報告会において、院生は研究経過報告を行う。報告会は公開とし、指導教員ならびに専攻の教員、院生も加わって質疑応答を行う。

11月

修士論文論題を提出する。

12月末

修士論文論題訂正期限。

1月末

修士論文提出期限。

2月

口頭試問を受け、取得単位数・口頭試問の結果にもとづいて専攻内で合否の判断を受ける。

(2) 博士後期課程

[1年次]

4月

必修である「研究指導」を受ける指導教員と研究のすすめかたを話し合い、日本文化特修科目のなかから専修科目1科目を選択する。

[2年次]

5・10月

博士候補者試験（外国語能力検定試験）のどちらかに合格できるようにする。

[3年次]

研究論文を作成して査読付き雑誌に投稿し、掲載が認められる。

11月

博士論文を作成し提出する。

12月

博士の予備審査報告、本審査の日程が文学研究科委員会で承認される。

2月

口頭試問を含む公開審査会に臨み、最終試験による博士本審査を受ける。

上記の結果にもとづいて合否の判断を受ける。

心身科学研究科

心理学専攻

1) 博士前期課程

1年次

4月

研究科教員によるガイダンスを行う。

研究の内容に基づき、専攻内でのコースを選択し、指導教員を決定する。

所定の36単位以上（心理学特修科目のなかから1科目を選定して専修科目とする、修士論文は専修科目によって作成する）を取得できるよう履修計画を策定する。

2年次

11月末

修士論文論題を提出する。

12月末

修士論文論題訂正期限。

1月末

修士論文提出期限。

2月

口頭試問を含む審査会を実施する。取得単位数、口頭試問の結果に基づいて、研究科委員会において合否を決定する。

2) 博士後期課程

1年次

4月

研究の内容に基づき、指導教員を決定する。

心理学特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その「研究指導」の履修を必須とする。

2年次

5月と10月に行われる博士候補者試験（外国語能力検定試験）のどちらかに合格する。

3年次

研究内容について原著論文を作成し、査読付き学術雑誌に投稿し、受理される。

11月

博士論文を作成し、提出する。

12月

博士予備審査報告・本審査および公開審査会日程が研究科委員会に上程される。

2月

口頭試問を含む公開審査会と最終試験により博士本審査を実施する。

その結果に基づいて研究科委員会によって合否を決定する。

健康科学専攻

1) 博士前期課程

1年次

4月

研究科教員によるガイダンスを行う。

研究の内容に基づき、専攻内でのコースを選択し、指導教員を決定する。

所定の34単位以上（心身科学総論は必須科目、健康科学研究科目のなかから1科目を専修科目とする）を取得できるよう履修計画を策定する。

7月

各大学院生は個別の研究テーマに基づく研究計画について、修士論文中間発表会で発表を行う。

2年次

7月

各大学院生は個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況と結果について、修士論文中間発表会にて発表を行う。

11月末

修士論文論題を提出する。

12月末

修士論文論題訂正期限。

1月末

修士論文提出期限。

2月

口頭試問を含む審査会と最終試験を実施する。

その結果に基づいて研究科委員会によって合否を決定する。

なお、以上の心身科学研究科健康科学専攻博士前期課程の研究指導計画は、「標準履修コース（2年間）」を想定したものであるが、「短期履修コース（1年間）」および「長期履修コース（3年間）」については指導期間の短縮および延長という形になるものであり、その過程および内容については「標準履修コース（2年間）」に準拠する。

2) 博士後期課程

1年次

4月

研究の内容に基づき、指導教員を決定する。

健康科学実験方法実習、健康科学研究方法論および先端健康科学特論の取得を含め履修計画を策定する。

7月

各大学院生は個別の研究テーマに基づく研究計画について、博士論文中間発表会で発表を行う。

2年次

5月と10月に行われる博士候補者試験（外国語能力検定試験）のどちらかに合格する。

7月

各大学院生は個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況について、博士論文中間発表会で発表を行う。

3年次

研究内容について原著論文を作成し、査読付き英文論文、あるいは日本語の学会誌に投稿し、受理される。

7月

各大学院生は個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況と結果について、博士論文中間発表会で発表を行う。

11月

博士論文を作成し、提出する。

12月

博士予備審査報告・本審査および公開審査会日程が研究科委員会に上程される。

2月

口頭試問を含む公開審査会と最終試験により博士本審査を実施する。

その結果に基づいて研究科委員会によって合否を決定する。

商学研究科

博士前期課程（修士課程）

1年次

入学時

オリエンテーション時に、研究科長と主任が商学研究科としての教育方針と研究指導計画を全入学者に説明する。

4月

指導教授と院生とが修士論文作成に向けた研究分野の選択を話し合う。また、その選択に応じて、指導教授の助言のもと、院生は履修計画を策定する。

2月

院生は指導教授の承認を受けた研究経過報告書を研究科長に提出する。

2年次

4月

院生は指導教授に対して修士論文の作成計画を提示する。それを受けて指導教授は院生に対して当該計画に関する助言を適宜与える。

6月

院生は指導教授の承認を受けた修士論文作成計画書を研究科長に提出する。

10月

修士論文中間報告会において、院生は研究の経過報告を行う。

11月

院生は修士論文の論題を提出する。論題提出を受けて、研究科委員会において、主査、副査（2名）の選出が行われる。

12月

修士論文論題に訂正があれば院生は期限までに訂正を行う。

1月

院生は修士論文を完成させて事務室に提出する。

2月

修士論文口頭試問に院生は臨む。

※在籍中、年間を通じて、指導教授は、研究テーマの絞り込み、研究方法、資料収集、文献の読解、研究報告、論文執筆などについて院生に適宜助言を与える。

博士後期課程

1年次

入学時

オリエンテーション時に、研究科長と主任が商学研究科としての教育方針と研究指導計画を全入学者に説明する。

4月

院生は指導教授と研究計画について話し合う。また、その計画に応じて、指導教授の助言のもと、院生は履修計画を策定する。

2月

院生は指導教授の承認を受けた研究経過報告書を研究科長に提出する。

2年次

4月

指導教授は院生の研究の進捗状況を確認し、適宜研究に関する助言を与える。

5月

第1回博士候補者試験が実施される。博士号取得を目指す院生はこれを受験する。

10月

第2回博士候補者試験が実施される。博士号取得を目指す院生はこれを受験する。

2月

院生は指導教授の承認を受けた研究経過報告書を研究科長に提出する。

3年次

4月

指導教授は院生の研究の進捗状況を確認し、適宜研究に関する助言を与える。

4月以降

博士学位を請求する院生は事前審査の申請を行う。

研究科は審査委員会を構成し、審査委員会は事前審査を行うが、その経過中、公開審査会を開催する。当該院生は公開審査会において口頭発表し、討議に臨む。

事前審査に合格した院生は博士学位の申請ができる。当該院生は博士学位請求論文および必要書類を提出する。

研究科は、博士学位請求に対して、審査委員会を構成し、審査委員会は当該論文に対して予備審査および本審査を行う。

審査委員会の審査を経て、研究科委員会において博士学位の可否を決定する。

※在籍中、年間を通じて、指導教授は、研究テーマの絞り込み、研究方法、資料収集、文献の読解、研究報告、論文執筆などについて院生に適宜助言を与える。

経営学研究科

経営学研究科（博士前期課程）の研究指導計画について

研究指導計画（学位修得までの流れ）

学位論文の執筆から提出およびその審査までの研究指導上の手続きについては、およそつぎのようなスケジュールで進められます。

入学試験時	研究計画の確認	面接において研究計画書に基づき、研究内容と研究計画を確認する
1年次 4月	オリエンテーション	講義計画及び学位取得に必要な手続きを確認する。
1年次 4月～9月	研究計画書の作成	指導教員の指導を受け、各自の研究テーマに沿った学習を進めつつ、修士論文作成の為に具体的な研究計画書を作り、10月末日までに指導教員を通じて経営学研究科に提出する。
1年次 10月	副指導教員の決定	研究計画書で示された研究テーマに合わせた副指導教員が決められる。この後は、指導教員だけでなく、副指導教員の指導をうけ、研究を進展させる。
2年次 4月	第1回中間報告会	修士論文の進展状況を中間報告会で報告する。ここで受けたコメントを参考に更に研究を進展させる。日程は指導教員と副指導教員の協議の上で定められる。
2年次 9月～10月	第2回中間報告会	第1回中間報告会での指摘事項への対応も含め、研究の進展状況を報告する。日程は指導教員と副指導教員の協議の上で定められる。
2年次 11月	修士論文の論題提出	修士論文の題目を決め、指導教員の許可を得た上でこれを提出する。
2年次 1月	修士論文の提出	指導教員の許可を得た上で、完成させた修士論文を提出する。
2年次 2月	口頭試問	最終審査として、提出した修士論文の口頭試問が行われる。提出された論文は2ヶ月以内に審査される。

経営学研究科（博士前期課程：長期履修）の研究指導計画について

研究指導計画（学位修得までの流れ）

学位論文の執筆から提出およびその審査までの研究指導上の手続きについては、およそつぎのようなスケジュールで進められます。

入学試験時	研究計画の確認	面接において研究計画書に基づき、研究内容と研究計画を確認する
1年次 4月	オリエンテーション	講義計画及び学位取得に必要な手続きを確認する。
1年次 4月～9月	研究計画書の作成	指導教員の指導を受け、各自の研究テーマに沿った学習を進めつつ、修士論文作成の為に具体的な研究計画書を作り、10月末日までに指導教員を通じて経営学研究科に提出する。
1年次 10月	副指導教員の決定	研究計画書で示された研究テーマに合わせた副指導教員が決められる。この後は、指導教員だけでなく、副指導教員の指導をうけ、研究を進展させる。
2年次 9月～10月	第1回中間報告会	修士論文の進展状況を中間報告会で報告する。ここで受けたコメントを参考に更に研究を進展させる。日程は指導教員と副指導教員の協議の上で定められる。
3年次 4月	第2回中間報告会	第1回中間報告会での指摘事項への対応も含め、研究の進展状況を報告する。日程は指導教員と副指導教員の協議の上で定められる。
3年次 9月～10月	第3回中間報告会	第2回中間報告会での指摘事項への対応も含め、研究の進展状況を報告する。日程は指導教員と副指導教員の協議の上で定められる。
3年次 11月	修士論文の論題提出	修士論文の題目を決め、指導教員の許可を得た上でこれを提出する。
3年次 1月	修士論文の提出	指導教員の許可を得た上で、完成させた修士論文を提出する。
3年次 2月	口頭試問	最終審査として、提出した修士論文の口頭試問が行われる。提出された論文は2ヶ月以内に審査される。

研究指導計画

経営学研究科（博士前期課程：短期履修）の研究指導計画について

研究指導計画（学位修得までの流れ）

学位論文の執筆から提出およびその審査までの研究指導上の手続きについては、およそつぎのようなスケジュールで進められます。

入学試験時	研究計画の確認	面接において研究計画書に基づき、研究内容と研究計画を確認する
1年次 4月	オリエンテーション	講義計画及び学位取得に必要な手続きを確認する。
1年次 4月～5月	研究計画書の作成・副指導教員の決定	指導教員の指導を受け、各自の研究テーマに沿った学習を進めつつ、修士論文作成の為に具体的な研究計画書を作り、4月末日までに指導教員を通じて経営学研究科に提出する。研究計画書で示された研究テーマに合わせた副指導教員が決められる。この後は、指導教員だけでなく、副指導教員の指導をうけ、研究を進展させる。
1年次 7月	第1回中間報告会	修士論文の進展状況を中間報告会で報告する。ここで受けたコメントを参考に更に研究を進展させる。日程は指導教員と副指導教員の協議の上で定められる。
1年次 9月～10月	第2回中間報告会	第1回中間報告会での指摘事項への対応も含め、研究の進展状況を報告する。日程は指導教員と副指導教員の協議の上で定められる。
1年次 11月	修士論文の論題提出	修士論文の題目を決め、指導教員の許可を得た上でこれを提出する。
1年次 1月	修士論文の提出	指導教員の許可を得た上で、完成させた修士論文を提出する。
1年次 2月	口頭試問	最終審査として、提出した修士論文の口頭試問が行われる。提出された論文は2ヶ月以内に審査される。

経営学研究科（博士後期課程）の研究指導計画について

研究指導計画（学位修得までの流れ）

学位論文の執筆から提出およびその審査までの研究指導上の手続きについては、およそつぎのようなスケジュールで進められます。

入学試験時	研究計画の確認	面接において研究計画書に基づき、研究内容を確認する
1年次 4月	履修登録および研究	指導教員と相談の上、研究テーマに沿った履修計画を作成し、履修登録を行う。指導教員の指導のもと、各自の研究テーマに沿った研究を始める。
2年次 4月	履修登録	指導教員と相談の上、履修登録を行う。
2年次 4月	博士候補者試験の申し込み	2年次春・秋に開催される博士候補者試験に申し込み受験をする。試験合格が学位請求の条件となる。3年次にも受験できる。
3年次 4月	履修登録	指導教員と相談の上、履修登録を行う。
3年次	閲読依頼	指導教員と相談の上、学位申請予定の論文を閲読してもらい、水準を確認する。
3年次	学位請求の資格審査	経営学研究科長へ学位請求の申請を行う。学位請求の資格要件等の確認がなされる。
3年次	事前報告会	経営学研究科において認められた後、3～4週間後に事前報告会を行う。開催までの期間に提出された学位請求論文は大学院担当教員に公開される。事前報告会での評価により、審査過程に進むか否かが決定する。
3年次	学位請求申請	事前報告会の内容をうけ、審査過程に進むことが認められた後、予備審査と本審査に進むための手続きをとる。
3年次	予備審査	学位請求申請の受理後、主査1名、副査2名からなる審査委員会が作られる。この審査委員会において、論文が審査される。また、学位請求者に対し、口頭試問の形で内容確認が行われる。
3年次	本審査	予備審査に合格後、本審査に入る。学位論文の内容、関連する学識、研究能力を口頭試問により、総合的に審査する。

経済学研究科

修士課程

<入学試験時>

面接試験の時に学生の履歴および研究計画書にもとづき、専修科目担当教員を中心に研究内容を確認する。

<1年次>

- (1) 研究科主任がオリエンテーションを行い、大学院生（以下、院生という）の専修科目および研究計画書にもとづく個別相談を行う。これに際して、研究科主任は院生の春学期および秋学期の履修計画に対する助言を行う。
- (2) オリエンテーション終了後、院生は指導教員と相談して具体的な履修科目を決定し、履修登録を完了する。
- (3) 研究科委員会では、院生の専修科目および研究計画書にもとづき副指導教員1名を選出する。
- (4) 院生は、科目履修を進めるとともに、適時指導教員より指導を受け、論文執筆に向けて準備を進める。なお、指導教員は必要な場合には副指導教員の助言を要請することができる。

<2年次>

- (1) 1年次に引き続き指導教員が担当する「研究演習」を履修し、指導教員の助言を受けて2年次における春学期および秋学期の履修科目を決定する。
- (2) 指導教員が「研究演習」を中心として継続的に院生の研究関心に沿って指導を行う。なお、必要な場合には、指導教員は副指導教員に「研究演習」への参加や指導上の助言を要請することができる。
- (3) 院生は10月に開催される「修士論文中間報告会」においての報告義務を負う。この報告会に向けて指導教員および副指導教員は院生に対して密に連携して助言を行う。
- (4) 院生は「修士論文中間報告会」において、「課題設定」、「先行研究」および「解決方法の提示と主張」に係る中間報告を行うとともに、これまで参考または引用した「参考文献一覧」を提示する。
- (5) 「修士論文中間報告会」には、指導教員、副指導教員をはじめ、その他専任教員および院生が参加し、報告者との間で質疑応答がなされる。
- (6) 院生は「修士論文中間報告会」での成果にもとづき、指導教員の承認を得て「修士論文論題」を11月中に研究科長に提出する。またこの時期、研究科委員会では院生に対する主査及び副査2名を決定する。
- (7) 院生は1月に研究科長に対して「修士論文」を提出する。
- (8) 院生は2月に主査、副査による「口頭試問」を受け、研究科委員会は論文内容、口頭試問及び修得単位にもとづいて可否を判定する。

なお、以上の経済学研究科修士課程の研究指導計画は「標準履修コース（2年間）」を想定したものであるが、「課題探究コース」にもこれを準用する。また、「短期履修コース（1年間）」および「長期コース（3年間）」については、指導期間の短縮および延長という形になるものであり、その過程および内容については「標準履修コース（2年間）」に準拠する。

法学研究科

【博士前期課程】

入学試験

租税法コース以外は指導教員の決定

社会人入試受験者のみ研究計画書の提出

面接試験（社会人は口述試験）では、おおよその研究計画と研究意欲などの審査

1年次4月

研究科教員によるガイダンス

大学院の基本的な説明、履修登録などについての質疑応答

履修登録（租税法コースでは指導教員の決定）

4月の中旬までに履修登録を行う。租税法コース院生は、租税法の演習にすべて出席したうえで、指導教員を選択する。指導教員の演習と、その他の講義科目を履修する

自己の指導教員の1年生向け演習を履修することで、修士論文の書き方（テーマの選択、文献の取り扱いなど）を学ぶ（～1年生2月）

1年次10月ごろ

修士論文報告会（2年生）の聴講

このころに修士論文のテーマを絞り込む院生が多いことから、自分のテーマを想定しつつ2年生の質疑応答などを聴講し、可能であれば質疑応答に参加する。

1年次2月

授業終了

その前に、指導教員と休業中の課題を確認

2年次4月

履修登録

指導教員の2年生向け演習は必ず履修する。

2年生向け演習

休業期間中の研究の進捗状況の確認と今後の方向性の検討

2年次5月

修士論文計画書提出

下旬の期限までに、指導教員の許可を得て提出する。

2年次7月

授業終了

その前に指導教員と、研究の進捗状況と休業中の課題を確認

2年次9月

休業期間中の研究の進捗状況の確認と今後の方向性の検討

2年次10月ごろ

修士論文報告会

現段階での内容を報告し、指導教員以外の教員も加わって質疑応答を行う。ほかの院生からの質問にも答える。

2年次11月

修士論文論題提出

修論のタイトルを決定する。

2年次12月

修士論文論題訂正期限

2年次1月

修士論文提出期限

概要を添えて、修士論文を提出する。

2年次2月

修士論文口頭試問

主査1名、副査2名の前で、修士論文の概要を説明し、質疑応答を受ける。

修士論文審査基準に基づき、審査を受ける。

修了判定

必要な単位を習得し、学位論文の作成等に対する研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格した者に修士号が与えられる。

2年次3月

学位記授与

【博士後期課程】

入学試験

出願時に指導教員の決定

面接試験のときに、今までの研究の経過、今後の研究計画と研究意欲などの審査

1年次4月

研究科教員によるガイダンス

履修登録（講義・研究指導Ⅰ）

指導教員の研究指導Ⅰは必ず履修する。講義は3年生までに履修すればよい。

指導教員による研究計画指導（3年生まで）

研究指導ⅠⅡⅢにおいて行う

指導教員による研究指導（3年生まで）

1年次7月

授業終了

その前に指導教員と、今までの研究の進捗状況と休業期間の課題を確認

1年次9月

休業期間中の研究の進捗状況の確認と今後の方向性の検討

1年次2月

授業終了

その前に指導教員と、今までの研究の進捗状況と休業期間の課題を確認

2年次4月

履修登録

指導教員の研究指導Ⅱを履修する。

指導教員による研究指導（続）

休業期間中の研究の進捗状況の確認と今後の方向性の検討

2～3年次5月・10月

博士候補者試験

学位授与までのどこかで合格することを要する（2年生で合格する必要はない）

2年次7月

授業終了

その前に指導教員と、今までの研究の進捗状況と休業期間の課題を確認

2年次9月

休業期間中の研究の進捗状況の確認と今後の方向性の検討

- 2年次2月
授業終了
その前に指導教員と、今までの研究の進捗状況と休業期間の課題を確認
- 3年次4月
履修登録
指導教員の研究指導Ⅲを履修する
指導教員による研究指導(続)
休業期間中の研究の進捗状況の確認と今後の方向性の検討
- 3年次7月
授業終了
その前に指導教員と、今までの研究の進捗状況と休業期間の課題を確認
- 3年次9月
休業期間中の研究の進捗状況の報告
博士論文の内容の最終確認
- 3年次12月
専攻分野における学位論文を、要旨を添えて提出する。
- 3年次2月
論文審査
博士論文審査基準に基づき、学位論文提出後1年以内に、法学研究科内に設置された審査委員会が行う。
判定
必要な単位を修得し、かつ、論文審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に博士号が与えられる。法学研究科委員会が、学位を授与すべきかどうか議決する。
- 3年次3月
学位記授与

総合政策研究科

I. 指導上の基本的考え方

情報化の急速な進展と高度化、それにともなう人間や社会をとりまく環境の激変の現代においては、問題の所在を正しく発見し、それに対する的確かつ迅速な対策を講じることが必要不可欠である。本研究科は、問題発見能力と問題解決能力を高め、人間科学や社会システムをめぐる問題の解決策にいたる企画・政策を立案できる人材を育てるため、既存の学問体系を基盤としつつ新しい学問領域として、情報社会における人間科学社会システムをめぐる総合的な政策研究を旨とするものであり、大学院生が自己の学習、研究を適切に展開・深化できるよう援助することにある。

(1) 博士前期課程の履修と指導について

入学して全員が「総合政策概論」(2単位必修)を履修する。この授業で本研究科の目標である「総合性」と「創造性」を全教員の協力のもとで培い、人間科学の3分野(社会・文化、情報・メディア、人間科学)、社会システムの3分野(行政・政治、経済・環境、国際・地域)への専攻の基礎をつくる。その上で研究基礎科目(1科目2単位)、研究科目(7科目14単位)で自分の専攻を中心に関連する科目を総合的視野をもって履修する。研究発展科目(演習8単位)は、主として修士論文作成指導となる。前期課程2年間に高度専門職業人となるため、それぞれの分野に適したキャリア支援科目も履修することとなる。また修士論文作成支援のため、リサーチ・プロジェクト支援科目、特別研究科目が分野によって開講されている。

(2) 博士後期課程の履修と指導について

本研究科博士後期課程の目標は「総合性」と「創造性」を兼ね備えた学位論文を作成し、それぞれの専門分野でその発展に寄与することである。したがって、そのための個別研究指導である総合政策研究と、担当者全員によるコラボレーションが中心となる。また、この学位論文作成を当該専門分野の第一線の研究者に支援してもらうため、人間科学特論、社会システム特論が開講されている。

II. 博士前期課程における研究計画

1. 一年次春学期

(1) 全コース共通の取り組み

- ① 入学時プレセミナー・オリエンテーション：研究科主任より教務上の履修指導、研究指導、課題研究指導、担当教授の指導を行う。
- ② コース別グループ・ミーティング：研究テーマ、スケジュール、研究方法、実習、フィールドワーク、資料収集について検討する。
- ③ 個別テーマの進行：各々研究計画に沿って研究活動を進める
- ④ 中間ミーティング：研究を進める上での情報を共有する。
- ⑤ コラボレーション・タイム：オムニバス形式の講義において多分野教員参加でディスカッションを行う。

(2) コース別進行概要

- ① 修士論文コース
研究計画策定→修士論文構想検討→研究活動・骨子作成準備
- ② 課題研究コース(1年コース)
研究計画書にもとづく指導→課題研究構想検討→課題研究骨子作成
- ③ 課題研究コース(2年コース)
研究計画策定→課題研究構想検討→研究活動・骨子作成準備

2. 一年次秋学期

(1) 全コース共通の取り組み

- ① コース別グループ・ミーティング：研究テーマ、スケジュール、研究方法、実習、フィールドワーク、資料収集について検討する。
- ② 個別テーマの進行：各々研究計画に沿って研究活動を進める
- ③ 中間ミーティング：研究を進める上での情報を共有する
- ④ 1年次最終報告
- ⑤ コラボレーション・タイム

(2) コース別進行概要

- ① 修士論文コース
研究活動・「研究計画書」提出・論文骨子作成準備
- ② 課題研究コース（1年コース）
研究活動→課題研究作成→課題研究提出→〈課題研究審査〉
- ③ 課題研究コース（2年コース）
研究活動・「研究計画書」提出・課題研究骨子作成準備

3. 二年次春学期

(1) 全コース共通の取り組み

- ① コース別グループ・ミーティング：研究テーマ、スケジュール、研究方法、実習、フィールドワーク、資料収集について検討する。
- ② 個別テーマの進行：各々研究計画に沿って研究活動を進める
- ③ 中間ミーティング：研究を進める上での情報共有
- ④ 2年次春学期報告
- ⑤ コラボレーション・タイム

(2) コース別進行概要

- ① 修士論文コース
研究活動・論文骨子作成
- ② 課題研究コース（2年コース）
研究活動・課題研究骨子作成

4. 二年次秋学期

(1) 全コース共通の取り組み

- ① コース別グループ・ミーティング：研究テーマ、スケジュール、研究方法、実習、フィールドワーク、資料収集について検討する。
- ② 個別テーマの進行：各々研究計画に沿って研究活動を進める
- ③ 中間ミーティング：研究を進める上での情報共有
- ④ 最終報告
- ⑤ コラボレーション・タイム

(2) コース別進行概要

- ① 修士論文コース
研究活動・論文作成→修士論文提出→〈修士論文審査〉
- ② 課題研究コース（2年コース）
研究活動・課題研究作成→課題研究提出→〈課題研究審査〉

Ⅲ. 博士後期課程における研究計画

1. 取組概要

- ① 学生全体プレセミナー・オリエンテーション：研究指導、担当教授の指導を行う。
- ② 個別研究指導計画の策定
- ③ 個別研究：研究テーマ、スケジュール、研究方法、実習、フィールドワーク、資料収集を行う。
- ④ 個別テーマの進行：「③個別研究」に沿って研究を進める。
- ⑤ 特論を選択・履修
- ⑥ 各学期コラボレーション・タイム、学内カンファレンス：院生全員参加と指導教授および複数教員による共同指導
- ⑦ 研究発表：学内一紀要、研究所報、学外一学会等

2. 学年別進行概要

- ① 一年次
研究計画の策定→研究課題の構想検討→研究活動・インターンシップ活動等
- ② 二年次
研究活動・論文骨子作成準備→研究活動・論文骨子作成
- ③ 三年次
研究活動・論文作成→〈博士論文審査〉

薬学研究科

1) 研究指導の内容・方法

在学年限内に博士論文を作成して、その審査に合格できるように、研究指導教員、研究指導補助教員、アドバイザー教員のサポートの下、薬学及び医療薬学領域の独創的で先駆的な研究を展開する。

2) 年間スケジュール

○1年次

4月	オリエンテーション 研究指導教員の指導開始
5月～6月	研究指導教員、研究指導補助教員、アドバイザー教員との打合せ 研究計画の立案 研究計画書の作成および提出
随時	研究経過の報告と発表

○2～3年次

4月	オリエンテーション
5月～6月	研究指導教員、研究指導補助教員、アドバイザー教員との打合せ 研究進捗状況に基づく研究計画の立案 研究計画書の作成および提出
随時	研究経過の報告と発表

○4年次

4月	オリエンテーション
5月～6月	研究指導教員、研究指導補助教員、アドバイザー教員との打合せ 研究進捗状況に基づく研究計画の立案 研究計画書の作成および提出
随時	研究経過の報告と発表
11月～12月	博士論文発表会 博士論文の執筆
1月～2月	博士論文の審査、博士論文の提出

歯学研究科

入学から学位申請までの流れ

1年生

- ・オリエンテーション（履修方法のガイダンス）
- ・主科目、副科目、選択科目決定
- ・履修授業科目（特論・演習）決定
 - ・統合講義履修
 - ・特論・演習履修
 - ・研究指導計画書作成（研究指導教員）
 - ・研究開始

2年生

- ・特論・演習履修
 - ・研究指導計画書作成（研究指導教員）
 - ・研究継続
 - ・研究発表会（研究の進捗状況の確認：形成的評価）*
 - ・研究論文（基盤論文）作成

3年生

- ・研究指導計画書作成（研究指導教員）
- ・研究継続
 - ・研究発表会（研究の進捗状況の確認：形成的評価）*
 - ・研究論文（基盤論文）作成**
 - ・研究論文投稿**

4年生

- ・研究指導計画書作成（研究指導教員）
- ・研究継続
 - ・研究発表会（研究の進捗状況の確認：形成的評価）*
 - ・研究論文（基盤論文）作成
 - ・研究論文投稿（学位申請時に受理されている事）**
 - ・学位申請論文の作成および学位申請と審査の過程で使用される書類の作成

*：学位申請予定論文の研究発表会は学位論文申請予定の研究内容の向上をはかる為に行われるもので、2～4年生中に1度、発表することができる。

**：研究論文（基盤論文）は、学位論文申請時には受理（受理証明書が必要）されていることとする。

聴講生規程

- 第 1 条 本大学院学則第42条の規定による聴講生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 聴講生として出願できる者は、大学を卒業した者、又はこれに準ずる者とする。
- 第 3 条 聴講生の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者は、この限りでない。
- 第 4 条 聴講生を志願する者は、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 聴講生願書（本学所定のもの）
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終出身校の成績及び卒業（修了）証明書
 - (4) 健康診断書（出願日前、3月以内に発行されたもの）
 - (5) 写真（最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm）
 - (6) その他本大学院が必要とする書類
- 第 5 条 聴講生の入学は、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。
- 第 6 条 聴講生の選考料及び受講料は、別表（11のⅢ）の定めるところによる。
- 2 納入された選考料及び受講料は、返還しない。
- 第 7 条 聴講を許可された者は、所定の手続きをすることにより、聴講生証の交付を受けることができる。
- 第 8 条 聴講の期間は、1年限りとする。引き続き聴講を希望する者は、改めて出願しなければならない。
- 第 9 条 本大学院の正規の学生であった者が聴講生を志願する場合、及び前条の規定によって引き続き聴講を希望する場合には、選考料を免除する。
- 第 10 条 1年間で聴講できる授業科目数は、制限しない。ただし、当該科目に正規の受講学生がいる場合に限る。
- 第 11 条 聴講生は、聴講科目の試験に合格したときは、受講証明書の交付を請求することができる。
- 第 12 条 聴講生は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。
- 第 13 条 聴講生に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

附 則

本規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

科目等履修生規程

- 第 1 条 本大学院学則第42条の2の規定による科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 科目等履修生として出願できる者は、大学を卒業した者、又はこれに準ずる者とする。
- 第 3 条 科目等履修生の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者は、この限りでない。
- 第 4 条 科目等履修生を志願する者は、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 科目等履修生願書（本学所定のもの）
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終出身校の成績及び卒業（修了）証明書
 - (4) 健康診断書（出願日前、3月以内に発行されたもの）
 - (5) 写真（最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm）
 - (6) その他本大学院が必要とする書類
- 第 5 条 科目等履修生の入学は、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。
- 第 6 条 科目等履修生の選考料及び科目等履修料は、別表(11のⅢ)の定めるところによる。
- 2 納入された選考料及び科目等履修料は、返還しない。
- 第 7 条 履修を許可された者は、所定の手続きをすることにより、科目等履修生証の交付を受けることができる。
- 第 8 条 履修の期間は、1年限りとする。引き続き履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。
- 第 9 条 本大学院の正規の学生であった者が科目等履修生を志願する場合、及び前条の規定によって引き続き履修を希望する場合には、選考料を免除する。
- 第 10 条 1年間で履修できる授業科目数は、3科目12単位以内とする。ただし、演習を除く。
- 2 当該科目に正規の受講学生がいる場合に限る。
- 第 11 条 科目等履修生は、履修科目の試験に合格したときは、単位取得証明書の交付を請求することができる。
- 第 12 条 科目等履修生は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。
- 第 13 条 科目等履修生に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

研究生規程

- 第 1 条 本大学院学則第43条の規定による研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 研究生として出願できる者は、大学院博士前期課程（修士課程）を修了した者、又はこれに準ずる者とする。
- 第 3 条 研究生の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。
- 第 4 条 研究生を志願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 研究生願書（本学所定のもの）
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終出身校の成績及び修了証明書
 - (4) 健康診断書（出願日前、3月以内に発行されたもの）
 - (5) 写真（最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm）
 - (6) その他本大学院が必要とする書類
- 第 5 条 研究生の入学は、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。
- 第 6 条 研究生の選考料及び受講料は、別表（11のⅢ）の定めるところによる。
- 2 受講料は、特別の事情がある場合には、研究科委員会の議を経て、理事会の承認により減免することができる。
 - 3 納入された選考料及び受講料は、返還しない。
- 第 7 条 研究生として入学を許可された者は、所定の手続きをすることにより、研究生証の交付を受けることができる。
- 第 8 条 研究の期間は、1年以内とする。引き続き研究生を志願する者は、改めて出願しなければならない。
- 2 研究の期間は、通算して5年を限度とする。
- 第 9 条 本大学院の正規の学生であった者が研究生を志願する場合、及び前条の規定によって引き続き研究生を志願する場合には、選考料を免除する。
- 第 10 条 研究生は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。
- 第 11 条 研究生は、指導教員が必要と認めたときは、授業担当教員の許可を受けた上で、正規の受講学生のある講義、演習及び文献を履修することができる。
- 第 12 条 研究生は、学年の終わりに指導教員を経て、当該研究科長に研究報告書を提出しなければならない。
- 第 13 条 研究生は、履修科目の試験に合格したときは、科目履修証明書の交付を請求することができる。
- 2 研究生は、大学院研究生在籍証明書を請求することができる。
- 第 14 条 研究生に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

附 則

本規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

研究員内規

- 第 1 条 本大学院学則第44条の規定による研究員の取扱いについては、この内規の定めるところによる。
- 第 2 条 研究員として出願できる者は、近い将来、高度な研究成果（博士論文等）が期待され、かつ、次のいずれか（歯学研究科については(1)のみ）に該当する者とする。
- (1) 本学大学院博士後期課程において博士候補者試験に合格し、満期退学した者（歯学研究科については、博士課程を単位修得満期退学した者）
 - (2) 他大学大学院博士後期課程を満期退学し、十分な基礎学力の認められる者
 - (3) 前2号に相当すると認められた者
- 第 3 条 研究員の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。
- 第 4 条 研究員を志願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め、出身大学の博士課程後期の担当教授の推薦状を添付して、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 研究員願書（本学所定のもの）
 - (2) 履歴書
 - (3) 研究業績表
 - (4) 健康診断書（出願日前、3月以内に発行されたもの）
 - (5) 写真（最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm）
 - (6) その他本大学院が必要とする書類
- 第 5 条 研究員の受入れは、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。
- 第 6 条 研究員の研究期間は、1年ごとに更新して5年（歯学研究科については4年）を限度とする。
- 第 7 条 研究員として受入れを許可された者は、所定の手続きをすることにより、研究員証の交付を受けることができる。
- 第 8 条 研究員は、その目的を達成するために、本学の研究施設を利用することができる。
- 第 9 条 研究員は、指導教員が必要と認めたときには、授業担当教員の許可を受けて、正規の受講学生の講義、演習及び特講を履修することができる。
- 第 10 条 研究員に関して、大学院学則及びこの内規に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

附 則

本内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年9月17日から施行する。

客員研究員規程

- 第 1 条 本大学院学則第45条の規定による大学院客員研究員の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 客員研究員として出願できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学、研究所等で教育・研究に従事している者
 - (2) 官公庁、民間団体から委託された者
 - (3) 当該研究科委員会において前2号に相当すると認められた者
- 第 3 条 客員研究員の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。
- 第 4 条 客員研究員を志願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 客員研究員願書（本学所定のもの）
 - (2) 履歴書
 - (3) 主な教育・研究の業績書
 - (4) 健康診断書（出願日前、3月以内に発行されたもの）
 - (5) 写真（最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm）
 - (6) その他本大学院が必要とする書類
- 第 5 条 客員研究員の受入れは、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。
- 第 6 条 客員研究員の選考料及び受講料は、別表（11のⅢ）の定めるところによる。
- 2 受講料は、特別の事情がある場合には、研究科委員会の議を経て、理事会の承認により減免することができる。
 - 3 納入された選考料及び受講料は返還しない。
- 第 7 条 客員研究員として受入れを許可された者は、所定の手続きをすることにより、客員研究員証の交付を受けることができる。
- 第 8 条 研究の期間は、1年以内とする。引き続き客員研究員を志願する者は、改めて出願しなければならない。
- 第 9 条 前条の規定によって引き続き客員研究員を志願する場合は、選考料を免除する。
- 第 10 条 客員研究員は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。
- 第 11 条 客員研究員は、指導教員が必要と認めたときには、授業担当教員の許可を受けて、正規の受講学生のいる講義、演習及び文献を履修することができる。
- 第 12 条 客員研究員は、履修科目の試験に合格したときは、科目履修証明書の交付を請求することができる。
- 第 13 条 客員研究員に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。
- 附 則
本規程は、昭和40年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、昭和63年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、平成7年4月1日から施行する。

特別聴講生規程

(趣旨)

第 1 条 大学院学則第42条の3の規定による特別聴講生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第 2 条 特別聴講生として出願できる者は、本学大学院研究科と他大学大学院研究科との間で、単位互換に関する協定が締結された大学院研究科に在学する学生とする。

(受入れ時期)

第 3 条 特別聴講生の受入れは、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。

(志願書類)

第 4 条 特別聴講生を志願する者は、聴講すべき科目を定め、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講生願書（本学大学院所定のもの）
- (2) 所属大学大学院研究科長の聴講承認書
- (3) 写真1枚（最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm）
- (4) その他本学大学院が必要とする書類

(受入れ許可)

第 5 条 特別聴講生の受入れは、当該研究科委員会の同意を得て、学長がこれを許可する。
2 前項の手続きは、第4条の書類の受付を締め切った後、1週間以内にこれを行う。本大学院研究科長は、その者の所属する大学院研究科長にその結果を通知し、かつ本人に連絡しなければならない。

(単位数)

第 6 条 特別聴講生が本大学院研究科で履修できる単位数は、10単位以内とする。ただし、文学研究科については8単位以内とする。

(履修科目)

第 7 条 特別聴講生が履修できる授業科目は、本大学院研究科が履修を認めた科目とする。

(履修期間)

第 8 条 特別聴講生の履修期間は、原則として、1年間とする。

(受入れ範囲)

第 9 条 特別聴講生は、本大学院研究科の講義科目に影響のない範囲内でこれを受け入れるものとする。

(単位・成績の通知)

第 10 条 特別聴講生が修得した単位及び成績は、本大学院研究科長が特別聴講生の所属大学の大学院研究科長に通知し、かつ本人に連絡しなければならない。

(選考料・聴講料の免除)

第 11 条 特別聴講生として聴講を希望する者に対しては、選考料及び聴講料を免除する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 本規程の制定にともない、平成2年4月1日施行の「特別聴講生内規」は廃止する。
- 3 この規程は、愛知大学大学院、中京大学大学院、南山大学大学院、名城大学大学院の商学研究科および経営学研究科に在学する学生が、本学大学院商学研究科、経営学研究科の特別聴講生を志願する場合に適用する。
- 4 この規程は、愛知大学大学院、中京大学大学院、南山大学大学院、名城大学大学院の法学研究科に在学する学生が、本学大学院法学研究科の特別聴講生を志願する場合に適用する。
- 5 本規程は、平成10年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、中京大学大学院、名城大学大学院、名古屋経済大学大学院の法学研究科に在学する学生が、本学大学院法学研究科の特別聴講生を志願する場合に適用する。
- 7 本規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、名古屋市立大学大学院の人間文化研究科に在学する学生が、本学大学院研究科の特別聴講生を志願する場合に適用する。
- 9 本規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

単位互換協定にもとづく他大学大学院研究科
聴講手続きに関する内規

(趣旨)

第 1 条 本大学院研究科に在学する学生は、本学大学院学則第 8 条の 2 の規定に則り、本大学院研究科が締結した単位互換協定にもとづき、他大学院研究科の指定した授業科目の履修については、他大学大学院の定める手続きによるほか、この内規の定めるところによる。

(聴講の志願)

第 2 条 本大学院研究科に在学する学生が、他大学院研究科の授業科目の聴講を志願するときは、学生は専修する指導教授の同意を得ることを要する。

(特別聴講生の届出)

第 3 条 本大学院研究科に在学する学生が、他大学院研究科の特別聴講生として授業科目を履修したときは、本大学院研究科にその旨の届出をしなければならない。

(単位修得の届出)

第 4 条 本大学院研究科に在学する学生が、他大学院研究科で履修した授業科目の単位を修得したときは、本大学院研究科にその旨の届出をしなければならない。

(単位の認定)

第 5 条 前条で修得した他大学院の単位の認定は、当該大学院研究科委員会でこれを行い、本学大学院委員会の承認を得るものとする。

(単位数)

第 6 条 前条で修得された単位は、その学生が所属する当該研究科の修了要件単位数に加えることができる。ただし、その単位数は、10単位を限度とする。ただし、文学研究科については 8 単位以内とする。

(内規の改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本内規は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本大学院商学研究科及び経営学研究科に在学する学生が、特別聴講生として受講できる他大学大学院研究科は、愛知大学大学院、中京大学大学院、南山大学大学院、名城大学大学院の商学研究科及び経営学研究科とする。
- 3 本大学院法学研究科に在学する学生が、特別聴講生として受講できる他大学大学院研究科は、愛知大学大学院、中京大学大学院、南山大学大学院、名城大学大学院の法学研究科とする。
- 4 本内規は、平成 10 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 本大学院法学研究科に在学する学生が、特別聴講生として受講できる他大学大学院研究科は、中京大学大学院、名城大学大学院、名古屋経済大学大学院の法学研究科とする。
- 6 本内規は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 7 本大学院文学研究科に在学する学生が、特別聴講生として受講できる他大学大学院研究科は、名古屋市立大学大学院の人間文化研究科とする。
- 8 本内規は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

外国人留学生の入学に関する規程

- 第 1 条 この規程は、愛知学院大学大学院学則第46条に基づき、外国人留学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。
- 第 2 条 外国人留学生として入学することのできる者は、大学院学則第15条に該当する者とする。
- 第 3 条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号の書類に所定の検定料を添えて、期間内に提出しなければならない。
- (1) 入学願書
 - (2) 出身大学の卒業証明書及び成績証明書
 - (3) 出身大学又は在籍する大学の指導教授の推薦書
 - (4) 健康診断書（出願日前、3月以内に発行されたもの）
 - (5) 在学中の身元保証人の身元保証書
 - (6) その他本大学院で必要と認める書類
- 第 4 条 入学の選考は、書類選考、筆記試験（語学・専修科目）及び面接試験によって行う。
- 第 5 条 学長は、研究科委員会の選考を経て入学を許可する。
- 第 6 条 選考の結果、合格通知を受けた者は、所定の期日までに学納金を納入し、かつ、所定の入学関係書類を提出しなければならない。
- 第 7 条 入学期は、学年の始めとする。

附 則

本規程は、平成2年2月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

愛知学院大学災害共済会の行う災害給付
の災害の範囲および給付額に関する規程

- 第 1 条 本規程は、愛知学院大学災害共済会規約第5条に基づき、本会が行う災害給付の災害の範囲および給付額を定めるものである。
- 第 2 条 災害給付を行う災害の範囲および給付額は、次のとおりとする。
- (1) 死亡給付金

イ. 病気により死亡した場合	100万円
ロ. 不慮の事故を直接の原因として180日以内に死亡した場合	150万円
ハ. 法定伝染病により死亡した場合	150万円
ニ. 上記以外の原因により死亡した場合	50万円
 - (2) 障害給付金

イ. 病気により後遺障害が生じた場合（後遺障害等級1級適用）	100万円
ロ. 不慮の事故を直接の原因として後遺障害が生じた場合（後遺障害等級1～6級適用）	
1級:150万円、2級:35万円、3級:30万円、4級:25万円、5級:20万円、6級:15万円	
 - (3) 入院給付金

イ. 不慮の事故を直接の原因として180日以内に3日以上入院した場合、ただし同一の不慮の事故に関する給付対象期間は、年度ごとに120日を限度とする。	1日3,000円
ロ. 疾病により7日以上入院した場合、ただし同一の疾病に関する給付対象期間は、年度ごとに90日を限度とする。	1日3,000円
 - (4) 医療給付金

「学校施設内外問わず、課外活動（クラブ活動）中」の事故を直接の原因として通院治療した場合、ただし治療日数が4日から13日以内の場合のみ対象とする。 1日1,000円
2. 前項の不慮の事故であっても、原則として次に該当する場合は給付を行わない。
- (1) 政府が大規模災害と認定したものであり、愛知県西部に影響を及ぼす大規模災害による死亡・ケガ、また戦争その他紛争および内乱等による死亡・ケガについては対象外とする。
 - (2) 故意または重大な過失によるとき。
 - (3) 犯罪行為によるとき。
 - (4) 泥酔の状態を原因とするとき。
 - (5) 無免許運転中または飲酒運転中の事故によるとき。
- 第 3 条 災害が発生したときは、当該学生またはその父母（または保証人）は、原則として災害発生時より60日以内に災害発生届を提出しなければならない。
- 第 4 条 災害給付請求権は、次のときから発生し、これを行行使することができる。
- (1) 死亡給付金については、学生が死亡したとき。
 - (2) 障害給付金については、学生に後遺障害が認定されたとき。
 - (3) 入院給付金については、学生が退院したとき、または入院日数が給付対象期間の限度日数を経過したときのいずれか早いとき。
 - (4) ただし、特別の事情がある場合には給付金を上記以前に支給することがある。
2. 学生が給付金を請求するときは、災害給付請求権発生後速やかに所定の書類を添えて災害給付請求書を提出しなければならない。
3. 災害給付請求書の効力は、災害給付請求権発生後1年を経過したときは時効によって消滅する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、昭和54年4月1日から改正施行する。

この規程は、昭和57年4月1日から改正施行する。

この規程は、昭和59年4月1日から改正施行する。

この規程は、昭和60年4月1日から改正施行する。

この規程は、昭和63年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成7年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

愛知学院大学大学院 博士前期課程（修士課程）
各研究科間の単位互換についての申し合わせ

1. 互換単位数

- (1) 商学研究科・経営学研究科・経済学研究科・法学研究科・総合政策研究科で開設する授業科目のうち、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合、10単位（5大学院単位互換協定による単位を含む）を限度として、他の研究科の授業科目を履修することができる。
- (2) 修得単位は修了要件単位数に算入することができる。

2. 履修方法

- (1) 他の研究科開講科目の履修希望者は、所定用紙に希望する授業科目の担当教授の許可印を得た上で、4月上旬に大学院事務室に提出するものとする。
- (2) 他の研究科の科目履修は、許可を受けた年度に限り有効とする。
- (3) 所定の手続きを経ないで受講した場合は無効であり、仮に受験をしても単位は認定しない。

3. 本申し合わせは、平成15年4月1日から施行する。

（平成15年度入学者より適用する。）

注——他研究科を修了して入学した学生が入学以前にこの制度により他研究科で取得した単位は、修了に必要な単位数に算入しない。

愛知学院大学大学院
文学研究科・心身科学研究科博士前期課程（修士課程）
他専攻単位互換についての申し合わせ

1. 互換単位数

- (1) 文学研究科4専攻（宗教学仏教学・歴史学・英語圏文化・日本文化）で開設する授業科目のうち、講義科目について担当教員の承認があれば、8単位を限度（他専攻の特講4単位及び単位互換協定による8単位を含む。）として履修することができる。
- (2) 心身科学研究科2専攻（心理学・健康科学）で開設する授業科目のうち、講義科目について担当教員の承認があれば、8単位を限度として履修することができる。
- (3) 心身科学研究科心理学専攻の学生のみ、総合政策専攻で開設する授業科目を履修することができる。
- (4) 修得単位は修了要件単位数に算入することができる。

2. 履修方法

- (1) 他専攻開講科目の履修を希望する者は、所定用紙に当該担当教員の許可印を得た上で、4月上旬に大学院事務室に提出しなければならない。
- (2) 他専攻の科目履修は、許可を受けた年度に限り有効である。
- (3) 所定の手続きを経ないで受講した場合は無効であり、仮に受験をしても単位は認定しない。

3. 本申し合わせは、平成11年4月1日から施行する。

（本申し合わせの施行前に在学する学生にも適用する。）

本申し合わせは、平成14年4月1日から改正施行する。

本申し合わせは、平成18年4月1日から改正施行する。

本申し合わせは、平成20年4月1日から改正施行する。

本申し合わせは、令和2年4月1日から改正施行する。

愛知学院大学大学院
総合政策研究科博士前期課程
他研究科単位互換についての申し合わせ

1. 互換単位数

- (1) 総合政策研究科博士課程前期で開設する授業科目のうち、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合、8単位を限度として、心身科学研究科心理学専攻の授業科目を履修することができる。
- (2) 修得単位は修了要件単位数に算入することができる。

2. 履修方法

- (1) 心身科学研究科心理学専攻開講科目の履修希望者は、所定用紙に希望する授業科目の担当教授の許可印を得た上で、4月上旬に大学院事務室に提出するものとする。
- (2) 心身科学研究科心理学専攻の科目履修は、許可を受けた年度に限り有効とする。
- (3) 所定の手続きを経ないで受講した場合は無効であり、仮に受験をしても単位は認定しない。

3. 本申し合わせは、平成14年4月1日から施行する。

本申し合わせは、平成18年4月1日から施行する。

愛知学院大学 心理臨床センター規程

(設置)

第1条 本学に「愛知学院大学心理臨床センター」(以下「心理臨床センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 心理臨床センターは、本学の建学の精神に基づき、心理臨床学における実務と研究の統合を図りつつ、地域社会住民に対する臨床心理学的支援活動を行うと共に、本学大学院心身科学研究科心理学専攻公認心理師・臨床心理士養成コース(以下「養成コース」という。)に学ぶ大学院生等の臨床実習機関の中心的施設として機能することを目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するために、心理臨床センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学関係者を含む地域社会住民に対する心理的援助活動
- (2) 前号の活動に関わる研究・調査とその報告・発表
- (3) 「愛知学院大学 心理臨床研究」(心理臨床センター紀要)の発行
- (4) 養成コースに学ぶ大学院生等の心理臨床実習・心理実践実習及びその指導

(組織)

第4条 心理臨床センターは、センター所長、養成コースの教員、実習教員(特任講師)、専任カウンセラー、指導相談員、相談員、及び相談研修生(養成コースの大学院生)、その他センター所長が認めるものによって構成する。

(心理臨床センター所長)

第5条 心理臨床センター所長は、養成コース担当教授の中から選任され、学長がこれを委嘱する。

- 2 心理臨床センター所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(心理臨床センター運営委員会)

第6条 心理臨床センターには、心理臨床センター運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会の構成、業務、運営等については、別に定める。

(倫理)

第7条 心理臨床センターに所属する者は、本学の定める就業規則及び別に定める倫理に関する規定を遵守しなければならない。

(相談の種類)

第 8 条 第 3 条第 1 号の業務を行うため、次の各号に掲げる相談を行う。

- (1) 受付時において事例（ケース）の問題の概要を把握し、支援の方針を検討するための受理面接
- (2) 事例（ケース）の発達・養育・教育等について、本人以外の保護者・教師・同僚や上司等の相談に応じ、助言や指導を行う指導面接
- (3) 心理検査等の実施を中心とする査定面接
- (4) 対象児（者）に対して行う遊戯面接
- (5) 対象児（者）に対して臨床心理的技法を用いて行う臨床心理面接
- (6) 対象児（者）に対して集団的技法を用いて行う集団心理面接
- (7) 所見書、意見書等の発行
- (8) 養成コースの教員・実習教員（特任講師）・専任カウンセラー・指導相談員が行う指導・助言を中心とした面接（スーパーヴィジョン）

(相談の申込み)

第 9 条 相談は予約制とする。相談申し込みの方法は、別に定める。

(相談料金)

第 10 条 第 8 条各号に掲げる相談を受けようとする者は、別表に定める相談料金を相談の都度納入しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、心理臨床センター運営委員会が定める。

(改正)

第 12 条 本規定の改正は、心理臨床センター運営委員会の賛同を得、かつ代表教授会の議を経て学長の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程施行により従前の「愛知学院大学 心理臨床・教育相談室内規」（平成9年4月1日制定）は、廃止する。

本規程は、平成28年4月1日より施行する。

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

(別表) センター利用料金表(1回につき、次の料金とする)*

受理面接	3,000円
指導面接	2,000円*
査定面接	3,000円
遊戯面接	2,000円*
臨床心理面接	2,000円*
集団心理面接	1,000円
文書料	1,000円
スーパーヴィジョン**	3,000円

*発達障害等、福祉的措置が必要な場合、受理面接や査定面接を除き、所定の料金の半額とすることができる。

**本心理臨床センターに所属する相談員・相談研修生を対象とするスーパーヴィジョンは除外する。

愛知学院大学大学院研究助成規程

第 1 条 (目的)

愛知学院大学大学院学生の研究推進に資するため、次の研究助成を行う。

第 2 条 (助成の種類)

研究助成は、次の各号の事項について行う。

- (1) 研究推進費
- (2) 学会参加費
- (3) 論文等複写費
- (4) 紀要刊行費

第 3 条 (研究推進費)

研究推進費は、大学院学生が研究推進上必要な図書・消耗品等の購入費を補助するための予算とする。

- 2 博士前期課程（修士課程）の学生 1 人年額 3 万円とする。
- 3 博士後期課程の学生 1 人年額 5 万円とする。
- 4 第 1 項の補助を申請する場合は、指導教員の承認を得なければならない。
- 5 この研究推進費に係る予算は、大学院事務室が管理する。

第 4 条 (学会参加費)

大学院学生が日本学術会議に登録されている学会及びこれに準ずる学会の会員として、その学会において研究発表を行うときは、「愛知学院大学における学生の研究発表に係る交通費等助成に関する取扱規程」に従い、参加費（年会費を除く）・交通費・宿泊費の実費を、前条に規定する研究推進費の範囲で補助する。ただし、宿泊費の上限は、一泊当たり 1 万円（税込）とする。

- 2 前項の補助を申請する場合は、指導教員の承認を得なければならない。

第 5 条 (論文等複写費)

博士前期課程（修士課程）・博士後期課程の学生には、文献・資料等の複写費用として、年額 5,000 円分のプリペイドカードを年度当初に配付する。

- 2 在学延長の場合は、半期ごとに 2,500 円分を配付する。

第 6 条 (紀要刊行費)

大学院学生が発行する研究成果発表誌（紀要）の刊行に際し、印刷費の一部を補助する。

- 2 補助金額は、各研究科 50 万円を上限とする。

第 7 条 この規程の改正は、大学院委員会の議を経て、学長及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程は、文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策研究科に適用する。

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程は、文学・心身科学・商学・経営学・経済学・法学・総合政策研究科に適用する。

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

愛知学院大学 大学院特別奨学生奨学金規程

(特別奨学生)

第1条 本大学院に特別奨学生制度を設ける。

(資格)

第2条 特別奨学生の資格は、学業人物共に優れ他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第3条 特別奨学生は、学年度ごとに選考し、その期間は当該年度とする。

(選考基準)

第4条 特別奨学生の選考基準は、前年度の成績上位者を選考の対象とする。

(選考方法)

第5条 特別奨学生の選考方法及び人数は、次の通りとする。

- (1) 各研究科長が第4条該当者につき候補者を選考し、大学院委員会の議を経て理事会において決定する。
- (2) 特別奨学生は、各研究科専攻ごとに選考するものとし、その選出区分と人数は次の通りとする。なお、選出基準に関しては別に定める。
 - ①各研究科専攻ごとに1名を原則とする。ただし、学年の在籍者が10名を超える場合は10名ごとに1名追加できる。

(奨学金)

第6条 特別奨学生には奨学金300,000円を交付する。

附則

この特別奨学生奨学金規程は文学・心身科学・商学・経営学・経済学・法学・総合政策の博士前期課程（修士課程）に在籍する2年次生および薬学・歯学研究科（博士課程）2年次に在籍する学生に適用する。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

緊急時の授業等取扱に関する内規(日進・名城公園キャンパス)

平成17年4月1日

施行

(目的)

第1条 この内規は、愛知学院大学日進・名城公園キャンパスにおいて緊急事態が発生し授業又は試験(以下「授業等」という。)の実施に支障があると予想される場合の処置について定めるものとする。

(緊急時の対応)

第2条 台風、地震、交通ストライキ又はその他不測の事態により、通学が困難と認められる場合、授業等を中止することができる。

(特別警報・暴風警報・暴風雪警報の発令)

第3条 尾張東部に特別警報・暴風警報・暴風雪警報(以下「警報」という。)が発令された場合、別表1に定める措置をとるものとする。

2 尾張東部以外の地域に警報が発令された場合、当該地域に現住所がある学生は、別表1の区分に対応して、授業への出席を要しないこととする。この場合、当該学生は日進キャンパスにおいては教務課、名城公園キャンパスにおいては名城公園キャンパス事務室で手続きの上、授業担当者に届出ること。

3 あらかじめ警報の発令が予想される場合、教務部長の判断により、警報発令前に授業等を中止する

ことができる。この決定が学生に周知されるよう、大学は可能な限りの手段を尽くすよう努めるものとする。

(「南海トラフ地震に関連する情報」の発表)

第4条 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表された情報に基づき教務部長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

(交通機関運休)

第5条 名古屋市営交通(地下鉄・市バス)・名古屋鉄道(電車・バス)・愛知高速交通(リニモ)のいずれかが、自然災害又はストライキ等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、教務部長の判断により、別表1に定める措置を準用する。

2 前項以外の交通機関を利用して通学する学生が、当該交通機関が自然災害又はストライキ等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、第3条第2項の規程を準用する。この場合、当該学生は、乗車する交通機関において運休の証明書を受け、日進キャンパスにおいては教務課、名城公園キャンパスにおいては名城公園キャンパス事務室で手続きの上、授業担当者に届出ること。

(その他の緊急事態の発生)

第6条 前3条以外の不測の事態が発生し、通学困難又は授業等に支障が生ずるおそれがある場合、教務部長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

2 全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急情報が伝達された場合は、各自において情報内容を確認し安全な場所に避難することとする。

(授業等開始後の中止)

第7条 授業等開始後に前4条に定める事態が発生した場合、教務部長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

(学外における授業の取扱い)

第8条 学外における課外教育活動については、授業担当者の指示に従うものとする。

2 教育実習等の学外における授業については、実習先の指示に従うものとする。

(授業の補講)

第9条 休講となった授業については、後日補講を行うものとする。

(事務取扱)

第10条 この内規に関する事務は、教務部教務課が取り扱う。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経て、代表教授会の承認を得る。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

交通機関ストライキ・台風等の場合の授業及び試験についての取扱内規は本内規施行の日をもって廃止とする。

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 尾張東部での警報の発令

区分	授業	試験
午前7時より前に解除	通常通り授業を実施	通常通り試験を実施
午前7時以降午前10時より前に解除	1限、2限の授業を休講 3限以降の授業を実施	全ての試験を中止し、 別の日に延期
午前10時以降に解除	3限以降の授業を休講	
授業中（試験中）に発令	速やかに休講とし、 以降の授業も休講	当日残りの試験を全て中止し、 別の日に延期